

各少年院視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

平成28年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
1	帯広少	H28. 2. 16	施設職員の在院者に対する言葉遣いについて、より一層配慮すること。	職員が不適切な言動をした事実は認められないが、今後も、職員に対し、在院者の人権を尊重する意識を深めるための研修等を積極的に実施していく。
2	帯広少	H28. 2. 16	居室がカビ臭いという意見があり、在院者の居室への芳香剤又は消臭剤等の設置を検討すること。	現状において、在院者の生活区域に、空間除菌剤を配備しているほか、各居室については、定期的に除湿機による除湿やカビ取りを行っている。今後、消臭スプレーの使用も検討したい。
3	帯広少	H28. 2. 16	在院者のシャワー浴の時間について検討すること。	当院では週3回の入浴以外の日において、職業実習や運動等により著しい発汗があった場合にはシャワー浴を実施しており、その時間は教育運営上の観点から8分としているが、実質的なシャワー浴時間を明確にしておく必要が認められたことから、実質時間として、8分間を確保する旨を規定した内規を本年2月22日付けで発出した。
4	帯広少	H28. 2. 16	自弁品・差入物の交付にかかる時間の短縮等について検討すること。	当該事務手続に要する時間の適否等を判断するに当たっては、一連の手続全過程について、その実情等を正確に調査する必要があるが、この調査結果を踏まえた上で、改善の必要性、またその改善策等について検討したい。
5	北海少	H28. 3. 11	在院者に、教育カリキュラムによる指導の目的とするところを理解させるとの趣旨から、例えば、体育の指導においては、実施種目や実施期間の予定などを伝えて、予測可能性を与えることで、意欲の喚起を図るという工夫に配慮願いたい。	少年院において実施される教育の目的については、オリエンテーションや集会等において、その実情等を正確に調査する必要があるが、この調査結果を踏まえた上で、改善の必要性、またその改善策等について検討したい。
6	北海少	H28. 3. 11	部屋割りの問題は、在院者の日々の生活環境に直結するものであり、引き続き配慮を願いたい。	引き続き、定期的に部屋替えを行うほか、必要に応じて随時調整を行っていく。
7	北海少	H28. 3. 11	入浴・シャワー浴の在り方を考えるに当たっては、今後の課題として、現代の社会習慣も踏まえて検討することに配慮願いたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、他の矯正施設の取扱いとの均衡を考慮する必要もあり、当院のみでは対応は困難である。
8	北海少	H28. 3. 11	在院者の改善更生に向けた意欲を涵養するためには、改めて、在院者自身の教育・指導に対する理解や納得が重要であることに配慮願いたい。	引き続き、最大限の配慮を払って、日々、教育・指導を実施していく。
9	北海少	H28. 3. 11	医療の在り方は、在院者の生命・身体に直結する問題であるから、引き続き適切な対応、配慮を願いたい。	引き続き、上級官庁と連携の上、適正な医療体制の確保に努めていく。
10	月形学	H28. 1. 6	情報処理科で在院者が使用しているパソコン検定用の教材が平成18年のものである。更新すべきではないか。	パソコン検定用の教材を更新整備した。
11	月形学	H28. 1. 6	情報処理科で在院者が使用しているパソコンのOSがWINDOWS 7である。既に新しいバージョンのものが販売されていることから更新すべきではないか。	備品の更新等については、限られた予算の中で対応しているところ、現在パソコン検定に使用しているワープロソフトはWORD 2010であることから、WINDOWS 7のままでも支障はない。
12	月形学	H28. 1. 6	情報処理科で在院者が使用しているパソコンが古いのではないか。	パソコンは2年前に購入したものである。購入費用も大きいことから順次更新していく予定である。
13	盛岡少	H28. 3. 29	入院時における在院者に対する提案箱の説明の徹底を要望する。	従来から、オリエンテーションで提案箱設置を説明しており、今後も継続していく。
14	盛岡少	H28. 3. 29	在院者同士のコミュニケーションの機会増加の是非及び手法に関し検討することを要望する。	在院者同士のコミュニケーションは、自己表現力の向上、対人スキルの習得等に有意義であるところ、院内の規律・秩序や更生的風土の維持との両立の観点から、検討する。
15	盛岡少	H28. 3. 29	寮内の防寒に留意した運営を行うことを要望する。	被服や寝具の貸与や暖房等により防寒対策を図っており、予算の限りはあるものの、今後も継続していく。
16	東北少	H28. 3. 31	食事について、本人の希望により配食量を加減したり、おかわりができるようにされたい。	食事は訓令により定められた給与熱量及び標準栄養量に従い適切に給与している。在院者に対しては、今後も食育指導等を通じて食事の大切さなどの指導は継続していく。
17	東北少	H28. 3. 31	東北少年院において、箸置きの使用について検討されたい。	箸置きが使用できるよう検討していく。
18	東北少	H28. 3. 31	体育の種目について、在院者の趣向にあったものにするよう求める。	体育・運動の種目は、水泳、バレーボール、剣道等の競技種目に加え、筋力トレーニング等も実施しているが、今後もバラエティに富んだ種目となるよう検討していく。
19	東北少	H28. 3. 31	備薬として湿布の配置を検討されたい。	施設に備える備薬については、施設の実情等を考慮して、施設の長がその品目及び数量を選定できるとされているところ、診察する必要があると認める場合は医師による診察を行い、適切な処置を行っているところであることから、現状では湿布を備薬として備えることは行っていないが、備える備薬については、今後も状況を見ながら検討を行っていく。
20	東北少	H28. 3. 31	在院者に指示等する際には、職員が連携をした上で行うことで、異なる内容の指示がなされないよう注意されたい。	その場、その時の在院者の状況や諸条件により、職員の判断で状況に応じた指示を行う必要性もあるが、指示の方法について、引き続き、職務研究会や職員研修を実施するなどして、一層の意識疎通を図るよう努めていきたい。
21	東北少	H28. 3. 31	在院者の自弁のノートについて、学習以外の用途での使用も認めるよう求める。	持ち帰りが前提となる自弁のノートは、出院後の学習の継続の必要性を勘案して学習用として使用を認めており、他の用途で使用するノートは別に貸与しているところであるが、自弁のノートの学習以外の用途での使用の可否は、その必要性を勘案して検討する。
22	東北少	H28. 3. 31	体育クラブにおいて、私物ラケットの使用を認めるよう求める。	ラケットは訓令に定められた自弁が認められる品目となっていないことから、認めることはできない。
23	東北少	H28. 3. 31	在院者の意見を聞きながら、自弁可能な品目のうち、購入できる商品の種類を改訂するなどの工夫を行うよう求める。	自弁可能な品目のうち、購入できる商品については、その種類を増やすなどの検討を行っていく。
24	東北少	H28. 3. 31	東北少年院の居室網戸の補修を求める。	修理・交換済みである。
25	東北少	H28. 3. 31	「生活のしおり」に記載された在院者遵守事項について、分かりやすく説明することを求める。	新少年院法施行前には十分に時間をかけて実施したところ、施行後に入院した者にも丁寧な説明を実施しており、今後も分かりやすい説明に留意して行っていく。
26	東北少	H28. 3. 31	書籍の充実のため、公共図書館から貸し出しを受けるなどの対応を求める。	近隣の公共図書館との連携を検討する。
27	東北少	H28. 3. 31	青葉女子学園が女子少年院として東北少年院とは格別の役割を果たしていることは事実であり、それに見合った人員配置の復活を求める。	人員配置を増やすことについては、当院限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。
28	東北少	H28. 3. 31	委員会の開催について、最低でも二月に1回開催できるよう予算措置を求める。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
29	東北少	H28. 3. 31	視察委員会の活動及び提案箱の意義並びに苦情申出との違いについて、在院者に分かりやすく説明することを求める。	平成28年2月16日、進級式講話において、在院者全員に視察委員会の活動等について周知した。
30	東北少	H28. 3. 31	「意見・提案書」の様式について、在院者にとってより分かりやすい書式を委員会が準備し、差替えあるいは併用できるようにされたい。	「意見・提案書」の様式は通達で定められているものであり、差替えはできない旨を説明したが、意見は上級官庁に伝達する。
31	置賜学	H28. 1. 22	一部の寮内の浴室・浴槽について、在院者の体格からすると狭小であり十分な入浴ができるとは思えず、一般社会で通常使用されている浴室・浴槽と比較しても適切な設備とは評価しがたいため、早急に改修工事を実施願いたい。	隣り合わせ合計2箇所の浴室壁を取り除き、集約化することで、狭小な浴室・浴槽の大型化を計画している。改修工事の費用については、本省計画による予算措置が必要なため、平成28年度に上申することを検討している。
32	置賜学	H28. 1. 22	鉄錆のような水が蛇口から出て臭臭がすることがあったとの意見があり、在院者の健康及び生活に直接的な悪影響も考えられることから、給水設備等について早急に改修工事を要望する。	寮舎給水配管及びトイレ改修計画については、平成28年度各所修繕工事計画の最優先順位で上申することを検討している。
33	置賜学	H28. 1. 22	農場が4カ所に分散し、農場の中には庁舎・寮舎から遠隔に所在するものもあり、容易な利用が困難な配置となっている。また、運動場も遠隔であり容易に利用できないため、周囲の民間の農地等との交換分合により農場を集約するなど、具体的に検討することを要望する。	農場及びグラウンドは国有地として管理されており、土地の売却及び集約に関する整備は予定されていないが、集約化構想については検討していく。
34	置賜学	H28. 1. 22	委員会の開催回数は年4回開催では足りず、意見・提案書の内容検討は持ち回りでの書面検討とせざるを得なかったし、在院者との面接についても実効あるものとするには複数回の委員会をこれに充てる必要があり、十分な委員会活動のためには年6回少なくとも年5回の開催が最低限必要であるため、適切な予算措置等の対応を検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
35	茨城農	H27. 6. 17	寮内の洗濯機の調子が悪いので改善されたい。	平成27年8月に更新した。
36	茨城農	H27. 6. 17	寮内トイレの排水の不具合を改善されたい。	経年劣化によるものであり、順次対応している。
37	茨城農	H27. 8. 25	意見・提案書の書式中、処遇の段階の表示が必要である。	平成27年9月に様式を変更した。
38	茨城農	H27. 8. 25	新少年院法施行後、処遇の段階を理解しがたい様子であり指導が必要である。	平成27年8月に在院者の能力に合わせ、懇切丁寧な説明を行った。
39	茨城農	H27. 8. 25	夏場に寮内にクーラーがなく健康を害するおそれがある。	施設限りでは対応できないので、上級官庁に対し継続的に予算措置を働き掛けている。
40	茨城農	H27. 11. 18	単独寮の在院者が時間がわかるようにすること。	平成27年11月に各居室から見える電波時計を廊下に7個設置した。
41	茨城農	H28. 1. 13	集団寮の天井部分から雨漏りがあり、修繕が必要である。	経年劣化が原因であるが、現状は収まっていることから、今後状態に応じて、必要となる予算措置を上級官庁に働き掛けるなど、適切な措置を講じる予定である。
42	水府学	H28. 3. 30	視聴覚資料の活用などにより、在院者への禁煙教育の一層の充実を期待する。	生活指導の一環として禁煙指導を行っているところ、視聴覚資料も活用して更なる充実を図ることとした。
43	水府学	H27. 12. 24	調理について、火のおとりや油切りが不十分であるなどの在院者からの苦情があり、適正な調理が行われるよう、留意されたい。	在院者からの苦情も踏まえ、引き続き、調理手順の見直しや丁寧な検査の励行に努める。
44	水府学	H27. 12. 24	医師の診察は事前申出制で、在院者が当日に申し出ることはできないとの誤解があったので、改善されたい。	診察の必要があれば、随時、対応できる体制となっており、在院者が誤解しないよう、全体への周知を図った。
45	水府学	H28. 3. 30	施設内を視察した結果、施設内は清潔であり、在院者が熱心に取り組んでおり、良好である。	今後とも施設の保清や在院者の指導に取り組んでいきたい。
46	水府学	H28. 3. 30	悪ふざけで人を脅かすような言動や、人を馬鹿にした言動が多いという在院者からの苦情があり、指導面で行き過ぎがないように留意されたい。	職員が不適切な言動を行った事実は認められないが、引き続き適切な言動を行うように、全職員に対して周知・指導した。
47	水府学	H28. 3. 30	開催回数が年4回は少なすぎるので、2か月に1回、年6回は開催したい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
48	喜連川少	H28. 2. 16	夕食の開始時間を午後5時30分以降とすること。	午後5時30分からは困難であるので、午後5時から夕食と変更する。
49	喜連川少	H28. 2. 16	献立作成担当職員が、管理栄養士等に対して、定期的に情報交換ができるような環境を整えること。	食糧係の職員が、管理栄養士による指導を定期的な受け体制を整える。
50	喜連川少	H28. 2. 16	食事後の箸及びコップの洗浄について、中性洗剤による洗浄を認めること。仮に中性洗剤の使用が困難な場合でも石鹸による洗浄を認めている旨を在院者及び新入生に周知すること。	箸については毎食後、コップについては夕食後、中性洗剤による洗浄が行えるようにした。
51	喜連川少	H28. 2. 16	入浴回数について、週2回を超える回数を実施すること。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、他の矯正施設の取扱いとの均衡を考慮する必要もあり、当院のみでは対応は困難である。
52	喜連川少	H28. 2. 16	浴室のシャワーについて速やかに点検し、お湯の出が悪いものがあれば、速やかに修繕すること。	点検の結果、お湯の出の悪さはシャワー等の故障ではなく、ボイラーの給湯能力に起因するものであるため、上級官庁へ報告するとともに、ボイラーの給湯能力向上に係る予算措置を要請する。
53	赤城少	H28. 3. 24	トイレ個室ドアの補修をすべきである。また、単独寮では窓を開けても隙間風が入るので、可及的速やかに改築・改修が行われるべきである。	トイレのドアは、平成27年11月17日に補修済みである。その他老朽化が目立つ部分については、上級官庁に要望している。
54	赤城少	H28. 3. 24	衛生管理、調理技術マニュアルなどを参考に、個別具体的な衛生管理及び適切な調理を徹底するよう要望する。	衛生管理、調理技術マニュアル等の参考図書を各炊事補佐員に配布し、勉強会等の機会を設けて衛生管理等の意識向上に役立てる。
55	赤城少	H28. 3. 24	検食簿の他に、食事の準備を行った職員氏名、献立、使用した食材、食材の購入先を記録できる日報を整備することを要望する。	集約された文書はないが、現在使用している書類等で確認できる。
56	赤城少	H28. 3. 24	調理師あるいは栄養士の資格を持つ調理担当職員の採用を検討されたい。	調理師や栄養士の資格を持った職員を採用、配置することは困難を伴うため、必要に応じて上級官庁とも相談しつつ、他施設の資格を持った職員に助言指導を仰ぐこととする。
57	赤城少	H28. 3. 24	在院者が高等学校等の入学を希望している場合において、複数校の受験を実現するための十分な人員及び予算の確保がなされるのが切に望まれる。	在院者の受験については、管理運営上無制限に認めることはできず、在院者の公平性を確保する観点からも、原則1校であることを生徒に指導している。
58	赤城少	H28. 3. 24	資格・検定の取得は、在院者の更生に資するのみならず、将来の経済的基盤にもなりうるため、施設内で受験できる機会の増加を検討されたい。	矯正教育に要する時間の確保や、資格・検定の実施団体が定めた最低受験人員があり、当院での新たな試験の実施については、慎重に検討したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
59	赤城少	H28. 3. 24	外部講師について、授業の内容を協議する、人選を見直すなど、改善を図るべきである。	外部講師について、適材適所の観点から、適宜、人選の見直しを行っている。
60	赤城少	H28. 3. 24	親子でのプロジェクトアドベンチャーの実施には、当該親子の関係について、より一層の配慮が望まれる。	当院では情動的活動の一環として、親子でのプロジェクトアドベンチャーを実施しているが、その実施に当たっては、今後も当該親子の關係に留意する。
61	赤城少	H28. 3. 24	単独寮においても集団寮と同等に学習参考書の使用が可能となるよう配慮願いたい。	高等学校卒業程度認定試験用の参考書を2冊新たに設置した。今後も図書の実充に努める。
62	赤城少	H28. 3. 24	コンパス及び三角定規の貸出を受けられないため、その分野の試験問題が解けないということがないよう配慮願いたい。	在院者の学習に支障をきたさぬよう、各寮に備え付ける。
63	赤城少	H28. 3. 24	学習ノートの冊数制限の緩和を検討されたい。	施設の管理運営上、使用できるノートの冊数を増やすことは困難である。
64	赤城少	H28. 3. 24	就寝時の靴下着用禁止の制限緩和を検討されたい。	他の矯正施設の取扱いとの均衡を検討する必要もあり、無制限に認めることは難しいが、個別の必要性に応じて検討していきたい。
65	赤城少	H28. 3. 24	意見・提案書の用紙を提案箱付近に常備できるよう改善されたい。	物理的に設置が難しい場合を除き差し支えないので検討する。
66	赤城少	H28. 3. 24	意見・提案書の用紙の配布方法について、現在の運用では当委員会の活動に支障をきたすので、早急な改善措置を講じられたい。	意見・提案書の用紙は、現在でも、学習時の離席のため許可を要するような場合を除き、自由に入手することが可能である上、当該用紙を定期的に配布した場合、在院者の所持品検査時に投かんした個人が特定されるおそれがあるので、定期的配布は再検討願いたい。
67	赤城少	H28. 3. 24	意見・提案書の入手及び同書面の提案箱への投かんの職員への申出を不要とされるよう検討されたい。	意見・提案書の用紙を提案箱付近に常備することは物理的に設置が難しい場合を除き差し支えないので、そのような措置を講じれば、意見・提案書の入手及び同書面の提案箱への投かんについて、基本的に職員への申出は不要となる。
68	赤城少	H28. 3. 24	提案箱の設置場所を、もっと投かんしやすい場所への移動を検討願いたい。	物理的に設置が難しい場合を除いて、貴委員会が指定する場所で差し支えない。
69	赤城少	H28. 3. 24	意見・提案書の書式については、当委員会において最善と判断したものが採用されるべきであるので、書式の変更について上級官庁に上申されたい。	意見・提案書の書式は、通達で定められたものなので、貴委員会の意見を上級官庁に伝える。
70	赤城少	H28. 3. 24	視察委員会の会議の回数は、年4回を超える開催が認められるべきであり、回数の決定は、当委員会に委ねられるべきである。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
71	榛名女	H28. 3. 14	単独寮の在院者に対し、集団寮で認められている靴洗いや衣類の修繕などを制限することは、不合理な制限と思われる。また、破損の程度がひどくなければ、破れたままの衣類を着用し続けることは、不適切な指導と考える。したがって、構造的な問題があるとしても、単独寮においても、靴の洗濯及び衣類の修繕が行えるような方法を検討されたい。	単独寮の在院者に対し、その必要性が認められれば、従前から靴洗いや衣類の修繕を許可している。また、職員が在院者に対し、破れたままの衣類を着用し続けるよう指導することはない。
72	榛名女	H28. 3. 14	入所者に衣類の貸与枚数及び洗濯枚数が正しく伝わっていない可能性があることから、正確な情報が伝わるよう検討するとともに、現在の貸与枚数及び洗濯枚数が1年を通じて適切なものといえるか検討されたい。	衣類の貸与枚数及び洗濯枚数については、入院の都度、在院者に口頭で説明するとともに、「生活のしおり」等の書面にも記載して周知している。また、現在の衣類の貸与枚数及び洗濯枚数は、1年を通じて適切なものであると考える。
73	榛名女	H28. 3. 14	気温が28度を超えている場合は、扇風機を就寝後も時間を延長して稼働していることであるが、宿直の職員によって対応が異なることがなかったか、部屋による気温の違い、窓からの風の有無・程度などを検討されたい。	扇風機の就寝時間後の延長稼働については、内規で基準を設けて施設内での運用を統一している。なお、実際の判断は当日の監督当直者が行うが、気温以外に、空気が滞留していないかどうか等の要素も加味して総合的に判断している。
74	榛名女	H28. 3. 14	パソコンの台数が在院者の人数よりも少ないため、パソコン学習の時間にパソコンの学習ができていない者がいるので、速やかにパソコンを入手し、パソコン学習の時間には、全ての在院者がパソコンの学習を行えるよう改善されたい。	全ての在院者がパソコンの学習を行うのに必要なパソコンの台数を平成28年2月に確保し、改善した。
75	榛名女	H28. 3. 14	在院者が繰り返し自殺を企図する事案が発生したが、再発防止のための取組を検討されたい。	自殺のおそれの高い在院者に対しては、今後も引き続き、心情把握・動静視察の徹底や物品制限等の措置を講じ、自殺事故の未然防止に努めていきたい。
76	榛名女	H28. 3. 14	「生活のしおり」に記載されている制限事由以外にも、手紙の内容について削除の指示が行われている。手紙の内容について削除の指示を行う場合には、具体的に制限事由を明確にするよう求める。	改正された少年院法施行後、平成28年3月14日までの間に、発信信書を削除したことはない。なお、職員が在院者の作成した信書の下書きを見て指導を行う場合があるものの、その場合は、指導を行う理由を明示した上で指導を実施し、かつ、強制にわたらない範囲での指導にとどめている。
77	榛名女	H28. 3. 14	入浴の順番によっては、日記を書く時間がなくなることがあるため、入浴のある日については、入浴の順番にかかわらず、全ての在院者が日記を書く時間を確保することができるよう検討されたい。	寮の入浴の順番によって日記を書く時間に長短を生じることは事実であるが、入浴の順番を先にするか後にするかは寮単位で毎回入れ替えており、不公平が生じないように配慮している。また、入浴の順番が後の場合であっても、日記を書くのに必要な最低限の時間は確保している。
78	榛名女	H28. 3. 14	在院者から職員の言動や対応について、不満の声が上がっている。職員間の対応の違いを減らし、新人職員の指導力を上げるために、学園として組織的に取り組んでいくことを検討されたい。	職員が不適切な言動や対応をした事実は認められないが、職員の指導力の向上を図るため、定期的な全職員を対象とした研修を実施しているほか、新採用職員に対してはスーパーヴァイズ制度を設けてより綿密な指導を行っている。今後も引き続き職員の指導力の充実・強化に努めてまいりたい。
79	榛名女	H28. 3. 14	医師の対応やアレルギーを有する在院者への対応について、不満を有する者がいる。在院者の健康を維持するためには、医師や職員との信頼関係が重要である。そこで、医師の対応やその他健康上の問題があった場合の対応について検討されたい。	アレルギーを有する在院者については、必要に応じ、血液検査を実施し、代替食を給与するなどの配慮を行っているほか、在院者に対しては、適時適切に医療行為を行っている。今後も引き続き、在院者の健康管理には十分配慮し、適切な医療に努めてまいりたい。
80	榛名女	H28. 3. 14	提案箱が設置された当初に比較して、提案が減少している。そこで、在院者全員に意見・提案書を配布することを求める。職員に申し出なくても意見・提案書を入手することができる方法を検討されたい。	「意見・提案書」に代えて私物の便箋を使用することも認めており、「生活のしおり」にもその旨、明記して在院者に周知していることから、「意見・提案書」を在院者に配布する実益に乏しい上、入所者全員に配布した場合、在院者の所持品検査時に意見・提案書を投かんした個人が特定されるおそれもあることから、現状を維持したい。なお、現状においても、備え付けられた「意見・提案書」は、職員に申出なくても入手できるようにしている。
81	市原学	H28. 3. 9	隣接する市原刑務所との共同炊飯であるため、貴学園の裁量の余地は少ないとのことであったが、献立会議において在院者たちにふさわしいあるいは体験させたい献立の提案をすることや、貴学園にて対応可能なオプションメニュー(煮卵の追加など)などを食育の観点から再検討されたい。	年2回、嗜好調査を行っている。オプションメニュー(いわゆる加給食)については、特定の品目を増回することは可能な限り取り入れていく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
82	市原学	H28. 3. 9	入浴回数を増やすことはできないか、回数増加が困難な場合であっても、入浴できない時に代替的措置とその周知、洗体の申出をしやすい雰囲気作りなどに改善の余地がないか検討されたい。	当園においては、年間を通じて週3回の入浴を実施しており、さらに7、8、9月の盛夏期間は、入浴日を除く毎日（土日・祝日を含む）シャワー浴を実施し、可能な限り衛生面に配慮している。
83	市原学	H28. 3. 9	面会時のし好品の差し入れが可能となるよう、菓子パン類の自動販売機を設置するなどの対応を検討願いたい。	現在、面会時には、自動販売機による缶ジュース等の飲料物を購入し、面会室にて飲むことが許されている。面会回数は、在院者において一律ではないことから、面会時における菓子等の喫食量をむやみに増やすことは、公平性を欠くことになりかねない。そこで祝日、特別な行事の際には、在院者全員に飲料及び菓子等を給与している。
84	市原学	H28. 3. 9	書籍の自弁購入に当たっては、カテゴリ別に書籍資料を準備する、職員が相談に乗るあるいは相談に乗りやすい雰囲気を作るなどの工夫を検討されたい。	職員に相談しやすい雰囲気の醸成に努めたい。
85	市原学	H28. 3. 9	定期的に図書を選定を行う、選定に当たって在院者の希望を確認する、在院者の入所の課題に対応した図書を選定する。各寮の書籍を順転してさまざまな本に触れあう機会を作るなどの対応を検討されたい。	書籍の購入に当たっては、在院者の要望を取り入れ実施しているところであり、平成27年度は、アンケート調査を実施している。また、各集団寮に同様の書籍がいきわたるような購入方法を行っている。今後も更なる充実に努めていきたい。
86	市原学	H28. 3. 9	寮内ルールの明確化及び当該ルールが行動規制や私語禁止とならないようチェック体制について検討されたい。	既に、幹部職員による課業中の巡回や進級時における在院者との面接、出院直前の次長による在院者との面接を通じて、不適切な行動規制などがなされていないか確認しており、今後も適正なチェック体制を維持する。
87	市原学	H28. 3. 9	職員の処遇態度の改善、処遇の質の確保については、さらなる指導力向上研修の実施や職員管理体制の見直しなど検討されたい。	職員が不適切な言動をした事実は認められないが、幹部職員による巡回や幹部職員との進級時における少年の面接により、寮担当職員には話せない内容について聴取する機会を設けるなどの工夫をしている。また、職員に対しては、定期的に処遇能力向上のための研修等を実施しており、信頼の絆に基づいた処遇を行うよう指導している。
88	市原学	H28. 3. 9	本名が珍しい苗字の在院者から、更生、社会復帰のためにも、本名を知られたいくないとの意見があった。社会復帰後に過去に引きずられる危険がないかと不安を抱えている様子であり、その不安はもつともであると考える。通称名の使用について検討されたい。	在院者及び保護者等から要望があれば、個別に対応を検討する。
89	市原学	H28. 3. 9	貴学園からは視察委員会制度について在院者に何度も説明をいただいていることは理解しているが、再度、提案箱の設置場所の工夫、進級に影響しないことの周知などを検討されたい。	提案箱は在院者が投かんしやすい場所に設置している。在院者が成績、進級に影響するのではないか、内容を職員が見るのではないかという誤解を抱かないよう説明を繰り返し、周知を図っていききたい。
90	市原学	H28. 3. 9	本委員会は、今年度4回の開催回数であったが、意見・提案書の確認、在院者及び職員面接を実施したうえで、合議により意見を取りまとめるためには、年4回の委員会では到底足りない。特に市原学園は、在院期間が短い少年院であり、意見を述べたくとも述べられないまま退院する在院者も出てくることも予想される。次年度以降は、委員会の開催回数の増加あるいは柔軟な対応を検討願いたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
91	八街少	H27. 10. 25	提案箱の在院者が目に付くところに、次回開封予定日を表示されたい。	提案箱の前面に次回開封予定日を表示した。
92	八街少	H28. 3. 31	在院者の食事について、在院者のささやかなが切実な声に真摯に耳を傾け、実態を直視した改善に努力されることを期待したい。	定期及び不定期に給食し好調査を実施して在院者の意見等を聴取し、献立に反映させることをその都度検討しており、今後もこれを継続していく。
93	八街少	H28. 3. 31	「私語禁止」という院内生活での規範の問題は大きいものではあるが、同年代の在院者との言葉や交流が少しでも実現できるような可能な限りの積極的な施策を工夫するなどして検討されるように希望する。	職業生活設計指導における対人関係円滑指導プログラムの導入及び特定生活指導におけるグループワークの導入等により、処遇の段階に応じて、在院者間のコミュニケーション促進を図ることとして計画している。
94	八街少	H28. 3. 31	教育内容について、運動による身体の鍛錬に偏ることなく、学習面や社会順応訓練等の側面でのさらなる十分な配慮が期待される。	新少年院法施行に係る特定生活指導及び職業生活設計指導等の導入により、より幅広い内容及び方法による矯正教育の実施を計画しており、今後も同様の観点から拡充の可能性を検討する。
95	八街少	H28. 3. 31	委員会開催回数について、より多数回の開催の必要性があるかどうか、その実現可能性があるか否かについて、あらためて委員会と院との間で検討する必要がある。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
96	多摩少	H28. 3. 12	新聞の数について、実情の把握に務め、適切な対応をされたい。	回覧新聞の実情の把握に努め、必要に応じて数量の増加又は十分な閲覧時間の確保等の対応をしていく。
97	多摩少	H28. 3. 12	トイレ数の不足や生活空間の狭い、施設設備の老朽化について、予算確保に努めて改善に取り組まれたい。	予算事情が厳しい状況にあるが、必要な予算措置について要求していききたい。
98	多摩少	H28. 3. 12	日課間の移行時間が短く、日課が定刻どおり実施できない実情にあるので、改善を図られたい。	配置職員の確保を早めに行い、定刻どおりの日課運用に努めており、今後も継続していく。
99	多摩少	H28. 3. 12	法改正による職員の多忙化が認められるが、そのしわ寄せを在院者に負わせない工夫を検討されたい。	必要に応じて業務の効率化を推進し、矯正教育に支障が生じないようにしていく。
100	多摩少	H28. 3. 12	少年院の運営上の配慮や工夫、運営改善の取組が在院者に十分伝わっていない面があると思われるので（改善済の事項が再度意見提案されている。）、改善を検討されたい。	「生活のおしり」の記載内容の見直しや在院者への説明の機会を増やすなど、少年院の運営上の配慮や工夫、運営改善の取組の周知について丁寧に行うこととしていく。
101	多摩少	H28. 3. 12	次年度以降、日常生活や普段の日課（クラブ活動等）について、じっくり見学する機会を設けてほしい。	見学する機会を設定していききたい。
102	関東医療	H28. 3. 15	診察に当たって、教官が必ず診察室内に同席する運用を改め、事案ごとに教官が診察場所のドア外や隣室で待機する等の運用を追加すること。	職員が遵守すべき保安原則に則り、当院の実情を踏まえ、指定職員が立会しているところであるが、医療上の必要性に鑑み、具体的な運用の変更については検討する。
103	関東医療	H28. 3. 15	医務部門と教育部門が丁寧に協議して治療的処遇の見直しを立て、医学的診断や治療的処遇の見直しを前提にして、医療上の措置や個人別矯正教育計画を含む処遇計画を立案すること。	引き続き、より効果的な処遇計画を立案するために、医務課と教育支援部門の協議を積極的に実施する。
104	関東医療	H28. 3. 15	医学的診断に基づく障害その他の特性に配慮した在院者ごとの留意事項については、関係職員間での共通認識を徹底し、共通認識の下で、治療的処遇のために適切な処遇環境を作り、矯正教育その他の日常的な処遇の中で生かすこと。	今後も、職員間の情報共有を積極的に行い、部門を超えた共通認識の構築に努め、障害その他特性の理解を深めた上での矯正教育の実施に配慮していききたい。
105	関東医療	H28. 3. 15	医療的措置や医療的対応は適時になされなければ適切なものとはならないという意識を職員間で共有し、心身の障害に関する基本的事項等を理解するための研修を充実させること。	今後も、診察実施予定の情報共有し、診察に支障が生じないようにし、障害その他の特性に関する知見に係る研修等を充実させ、日常生活における医療的な取組を更に推進していく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
106	関東医療	H28. 3. 15	教育部門が把握する在院者の日常的な動静や処遇状況を医務部門にフィードバックした協議・分析を継続的に行うこと。そして、在院者の現況を踏まえて、医学的診断や治療の処遇の見直し及びそれに基づく処遇計画を機動的に修正すること。	今後も在院者の日常的な動静については、職員朝礼等で医務課と情報を共有するほか、随時、在院者個々の検討会を実施して処遇方針や情報を整理・共有し、積極的な協議・分析を行い、処遇計画の機動的な修正を行っていききたい。
107	関東医療	H28. 3. 15	日常的な指導、反則行為の認定及び懲戒の決定並びに保護室への収容等に当たっては、医学的診断に基づく在院者ごとの障害その他の特性や医療的措置を含む治療的処遇の内容・進捗などの状況に配慮して行うこと。	今後も、引き続き、医師の意見を聞きながら障害等の個別具体的な事情を勘案し、法令に基づき適切に運用していききたい。
108	関東医療	H28. 3. 15	少年鑑別所や家庭裁判所が作成した調査結果、鑑別結果等の参考資料の副本を医務部門に備え置くこと。	個人情報適切な管理を徹底した上で、医療面で活用できるように内規の改正を含め検討する。
109	関東医療	H28. 3. 15	処遇計画の策定や出院の判断に当たっては、医学的診断に基づく適切な治療的処遇を継続しながら、障害や疾病の特性を踏まえた矯正教育を行うとともに、出院後の社会内処遇や医療・福祉の支援等との適切な連携を図ることにより、継続的な支援の観点からの改善更生や社会復帰を目指すべき事案が少なくないという実情を職員間で確認して処遇に当たること。	今後も個々の在院者の治療及び矯正教育の必要性等について、計画の柔軟な変更や出院時期の検討等について医務課と教育支援部門が協議し、関係機関と連携しながら推進していききたい。
110	関東医療	H28. 3. 15	保護室の使用の適正化を図り、保護室への収容判断を厳格化して収容件数を減らすように努めること。	保護室収容の運用については、これまで法令に従い、適正に運用しているが、医務課との連携を図り、在院者の心情把握に努めた上で、保護室収容の件数を減少させるための努力を続けていく予定である。
111	関東医療	H28. 3. 15	在院者の静穏を図り動静を確認するために医師の判断の下で一時的に活用する静穏室や観察室を設けるなどの施設改善を直ちに実施すること。	居室を一部改装した静穏室の設置について上級官庁に要望している。
112	関東医療	H28. 3. 15	妊娠中の女子在院者への対応に関し、専門医が常勤していない状況を速やかに改善すること。	社会的にも産婦人科医師が不足している中で、常勤の産婦人科医師の確保には困難を伴うが、努力していききたい。 なお、当院においては、平成28年1月より非常勤で産婦人科医師を確保することができた。
113	関東医療	H28. 3. 15	妊娠中の女子在院者への処遇について、第3種少年院又は一般少年院のいずれで扱うことが相当であるかを再検討すること。	少年院における妊婦の受入れに関しては、今後も家庭裁判所に当院の実情を伝えるとともに、決定前に適切な情報や意見の交換ができるように、関係性を密にしていこう。
114	関東医療	H28. 3. 15	面会について、少なくとも1時間程度の時間を確保できるように柔軟に実施することが原則となるよう運用を改善すること。	現在も保護者との関係修復や社会復帰等、その必要性に応じて面会時間を延長して実施しており、今後も必要に応じて時間を延長するなどの対応を実施する。
115	関東医療	H28. 3. 15	食事について、数日又は数週ごとに同じ食事メニューが繰り返されている傾向を改めるとともに、特に朝食の在り方を見直し、また副食のパリエーションを増やすことや味付けの工夫を行う改善を行うこと。	献立検討プロジェクトを立ち上げ主食及び副食のパリエーションを広げるよう改善に着手し、朝食の献立についても、重複を避けるよう献立をより精査するようになった。
116	関東医療	H28. 3. 15	生活のしおりの遵守事項について、列挙事項の要不要の判断を改めて行い、列挙件数を減らし、適切な数及び内容に整理集約すること。	当院における遵守事項は、少年院法第84条に規定されている内容を、具体化したものであり、在院者の特性等に配慮した上で、少年院内における事情を理解しやすいように記載しているほか、在院者への説明の際に十分な理解がなされるよう配慮している。
117	関東医療	H28. 3. 15	監査官に対する苦情申出について、秘密保持の措置義務が遵守されず、苦情の具体的内容及び処理結果が一部の職員に開示されて在院者の人権への配慮に欠ける事態が生じたことに鑑み、今後は措置義務を履行し、施設内での苦情申出に関する秘密保持の厳守を徹底すること。	監査官苦情の秘密申出の措置は講じている。なお、不服申立てにおける秘密申立ては、不服申立てをする際に、職員にその内容を秘密にすることができるという意味である。不服申立てがなされた後、事実確認のため職員に報告を求めたり質問をするなどの結果、職員が苦情の内容を知ることが当然想定されており、不服申立てがなされた後にまで、職員にその内容が知られないようにすることで保障されるものではない。
118	関東医療	H28. 3. 15	第3種少年院の特殊性に鑑み、適切な医療措置を講ずる医療の質・量を確保し、また医務と教育が連携した適切な矯正教育を実施するために職員の増員を検討すること。	職員の増員等について、理解を得るための努力を続けていききたい。 なお、医務課長が地域の医療機関との連携を強化するよう尽力し、医療の質及び量の向上にも努めている。
119	関東医療	H28. 3. 15	施設の老朽化が目立っているところ、在院者及び職員の安全・健康のために必要な改修は適切かつ速やかに行うこと。	必要な改修は、予算等の制約も踏まえながら改修工事、物品の更新を行っている。
120	関東医療	H28. 3. 15	当施設の医療的対応の水準や対応可能な在院者等の現状について、家庭裁判所、検察庁等の送致機関及び弁護士会に対し、適切な情報提供を定期的に実施すること。	現在も、施設の実情の理解のための説明や見学等を実施しているところである。今後、在院者の処遇検討会や各種協議会においても、当院の現状について、関係機関に対し積極的に情報提供することを検討する。
121	愛光女	H27. 8. 25	提案箱が寮内の目立つところにあり、意見・提案書を投かんしにくいことが考えられるので、場所を移動してほしい。	集団寮の後方に場所を移した。
122	愛光女	H27. 8. 25	意見用紙に記名欄がないため必要な面接ができないので、視察委員会作成の用紙を設置してほしい。	既定の用紙の隣に、視察委員が用意した用紙を並べて設置し、在院者が選んで使用できるようにした。
123	愛光女	H27. 12. 17	提案箱について、周知するために視察委員会作成のポスターを掲示するとともに、ポスターを配布資料として、在院者全体に説明してほしい。	提案箱隣にポスターを掲示するとともに、寮集会等の際にポスターのコピーを配布して、職員が内容を説明した。
124	愛光女	H28. 3. 31	余暇時間における会話の在り方について、職員挙げて検討し直すべきであろう。	寮内生活の見直しの一環として職員間において検討する予定である。
125	愛光女	H28. 3. 31	不合理な規律による管理的・監視的な処遇ではなく、在院者たちの自主性を重んずる処遇が実現できるような職員配置を考えるべきである。	当園においては、複数の少年を収容し、少年個々の特性に応じて矯正教育を行っているところ、自主性に乏しい少年も少なくないため、こうした実情を踏まえて職員を配置しているものである。
126	愛光女	H28. 3. 31	適切な人員配置を要求すべきである。	人員配置を増やすことについては、当院限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していききたい。
127	愛光女	H28. 3. 31	髪型についての指導は、必ずしも「耳の下」という形式的・画一的なルールが必要なのかどうか、改めて、議論し直すことも必要である。	寮内生活の見直しの一環として職員間において検討する予定である。
128	愛光女	H28. 3. 31	「ルール」を説明する際には、知的能力や性格にも個性がある在院者たちに、誤解のないよう配慮を求めたい。	これまで配慮をしてくれているところではあるが、今後も在院者の特性等に配慮した処遇を実施する。
129	愛光女	H28. 3. 31	夏場のシャワー時の洗髪も認めるのが望ましく、財政的要因が背景にあるのであれば、適切な財政的措置を講じるよう要望すべきである。	予算上の問題があり、必要な増額等について要求していききたい。
130	愛光女	H28. 3. 31	居室に冷暖房がないことについて、早急な改善が必要である。	予算上の問題があり施設において対応するのは難しいが、現状説明や必要な予算要求等をしていききたい。
131	愛光女	H28. 3. 31	居室の冷暖房設置について、適切な財政的措置を講じるよう、要望すべきである。	必要な予算要求等をしていききたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
132	愛光女	H28. 3. 31	担任との個別面接の時間の長短について、在院者に不公平感を抱かせないような配慮が必要である。	これまでも配慮をしてきているところではあるが、今後も在院者の特性等に配慮した処遇を実施する。
133	愛光女	H28. 3. 31	反則行為に対する調査・懲戒処分の在り方について、不公平感や納得感への配慮が一層求める。	これまでも配慮をしてきているところではあるが、今後も在院者の特性等に配慮した処遇を実施する。
134	愛光女	H28. 3. 31	法務省が、少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会が法律上の目的を達するに必要であると判断した活動をするに足る旅費・手当の予算を確保することを、法務省に要請することを求める。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
135	久里浜少	H28. 3. 25	処遇困難な在院者が多い施設には予算配分を増やし、現在の職員の人員体制を充実させた上で、集団喫食の機会を、より拡大する方向での改善を期待したい。	現状は、在院者間の食事の喝取や口論の未然防止等、安全かつ平穏な食事環境を保持することができるよう、規律秩序維持上の観点や職員配置の事情により、原則として食事を単独で摂らせているが、1級及び外国人の在院者については集団喫食の機会を付与している。一方で、食育の観点から、集団喫食の機会を与えることも重要であることから、各種行事等における集団喫食の場面を増やすことについて、規律秩序の維持及び職員配置を考慮しながら検討していきたい。
136	久里浜少	H28. 3. 25	夏季の冷房設置等、熱中症対策は可及的速やかに実施すべきであって、建物の構造や予算の問題でこのような対策をとれないというのであれば、十分な予算措置を講じるべきである。	夏季は、食器口を開放して室内の通風効率を上げているほか、すだれの設置、うちわの貸与、氷菓子やスポーツ飲料の給与、夜間のアイスノンの貸与などの熱中症対策を講じているが、今後はさらなる対策について検討するほか、冷房設置の設置についても機会を捉えて上級官庁に提案していきたい。
137	久里浜少	H28. 3. 25	少年院に入院した在院者が、老朽化した建物内で生活を続けることによってアレルギー疾患に罹患したということであれば、国としては費用をかけて建物の老朽化と在院者の健康状態の悪化との因果関係を検討・判断し、そのうえで、因果関係ありと判断するのであれば、建物の建替えや改装、備品の取り換えなど、取り得る方策を速やかに講じるべきである。	アレルギーの実情を確認した上で、医師と協議しながら予算の範囲内で生活環境の改善を進める。また、これと並行して、老朽化した建物の建替えや改装、備品の取り換えなどについて機会を捉えて上級官庁に提案していきたい。 なお、平成27年度末に在院者用の掛布団及び敷布団を全て新品に取り替えた。
138	久里浜少	H28. 3. 25	国としては、当少年院や官舎の建物の耐震性の調査、津波に対する脆弱性の程度、津波浸水被害の程度予測を十二分に実施し、設置場所の移転を真剣に検討すべきである。また、詳細な津波被害予測を行い、在院者の生命の安全を確保するための万全の方策を講じるべきである。	施設の現在地からの移転については、当該限りでは対応できないため上級官庁に伝達したい。また、現状より詳細な津波到達予想時間、津波被害の予測より高度な安全確保の方策については、自治体、上級官庁及び隣接する横須賀刑務支所とも連携しながら検討していきたい。
139	久里浜少	H28. 3. 25	視察委員会の実施回数について、現行の年間4回ではなく、年間6回の開催を要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
140	小田原少	H27. 9. 4	在院者が要望した場合には、耳栓を貸与若しくは支給してほしいとの意見があるので、検討されたい。	緊急時、災害時等における保安上の観点及び、適時、職員からの必要な指示を把握し、同室者との円滑な対人関係を築くための処遇上の観点から、原則として使用は許可していない。なお、学習に専念させる必要がある場合や、同室者間で生活上の問題がある場合などについては、居室を調整するなどの配慮を行っている。
141	小田原少	H27. 9. 4	単独寮に、タオル、雑巾、スポンジなどを掛けておける設備がほしいとの意見があるので、検討されたい。	単独寮においては、在院生の動静把握は、職員の巡回によるものであり、集団寮と異なり、密室性が高く、自殺や逃走事故の未然防止等の保安上の一層の留意が要請されていることから、物を掛けるといった突起設備は必要最小限としている。
142	小田原少	H27. 9. 4	毎月1回の自弁品購入の際に、職員から在院者間で優劣が生じるので購入すべきでない制限されたが、購入可となっているものについては、制限をしないでもらいたいとの意見があるので、検討されたい。	基本的に、購入可能とされているものについて制限をすることはない。ただし、在院者の領借金や物品の取扱態度等から、必要な品を購入し、大切に扱うように指導することはある。
143	小田原少	H27. 9. 4	自弁品のノートを購入したが、出院時に持ち帰ることができるか、教えてほしいとの意見があったことから、在院者に周知することを検討されたい。	自弁購入したノートについては、出院時に持ち帰ることができることを説明している。ただし、反則行為につながるような記載がないように十分に留意するよう指導している。
144	小田原少	H27. 9. 4	自弁書籍について、ファッション雑誌の差し入れは許可されるか、教えてほしいとの意見があったことから、在院者に周知することを検討されたい。	自弁書籍の許否判断については、各在院者の個別の事情を踏まえて判断しており、その旨を回答しているが、一律にファッション雑誌が差し入れできるか否かの回答はしていない。
145	小田原少	H27. 9. 4	自弁書籍の差し入れは、1回につき3冊まで制限されているが、もう少し多くしてほしいとの意見があるので、検討されたい。	自弁書籍の差し入れ数は、検査事務が滞ることがないように、1か月に1回3冊までとしている。なお、施設が備え付けている書籍については、新刊本等も入れるように配慮している。
146	小田原少	H27. 9. 4	余暇時間に、学習用もしくは音楽用のCDプレーヤーを貸してほしいとの意見があるので、検討されたい。	「余暇の時間帯において学習用として使用されるものとして別途計画する場合に限り貸与する」としてしており、高卒認定試験の受験勉強等の場合に、計画に基づき、単独寮において使用させている。
147	小田原少	H27. 9. 4	貸与される書籍で、全巻そろっていないシリーズがあるため、全巻そろえてほしいとの意見があるので、検討されたい。	基本的に、シリーズもので現在も発刊されているものについては、全巻そろえるようにしている。
148	小田原少	H27. 9. 4	朝食のおかずが少なく、比較的同じものが多く、量を増やしてほしいとの意見があるので、検討されたい。	朝食に限らず、食事については、必要摂取カロリー、栄養バランス、予算、在院者の嗜好等を考慮して給与している。朝食についても、メニューの工夫を随時実施しており、量は適量である。
149	小田原少	H27. 12. 8	自弁書籍のチェックについて、複数の職員で行って、もう少し早くしてほしいとの意見があるので、検討されたい。	自弁書籍の許否判断等に係る点検担当職員は1名であるが、現時点において、内規で定められた3週間を超えて交付した事例はない。なお、著しく膨大な数の書籍を点検しなければならない場合は、複数の職員で対応することを想定しているが、最終判断は院長が行う必要があり、相応の時間は要する。
150	小田原少	H27. 12. 8	土日のテレビ放送の番組や映画のジャンルの幅を、もう少し広げてほしいとの意見があるので、検討されたい。	テレビ番組や映画については、視聴率や話題・評判等を踏まえて選別しており、また、ドラマ、教養、歴史、音楽番組、洋画・邦画、アクション・SF・アニメ等、幅広いジャンルから新作等も取り入れながら対応している。
151	小田原少	H27. 12. 8	有線放送では、最新の洋楽番組も流してほしいとの意見があるので、検討されたい。	有線放送は、邦楽、洋楽、クラシック、ジャズ、POP等、幅広いジャンル・年代から選別しており、定期的にアレンジも実施している。
152	小田原少	H27. 12. 8	夜間の余暇時間が短く分断されているため、1つにまとめ、もう少し長くしてほしいとの意見があるので、検討されたい。	余暇時間については、必要な矯正教育を実施することを前提に、基準(1日1時間以上)よりも多く時間設定している。
153	小田原少	H28. 1. 13	VTR視聴では、エンドロールまで全て見せてほしいとの意見があるので、検討されたい。	VTRについては、視聴時間内に収まるように、コマmercialやエンドロール等について編集している。市販の映画を放映する場合には、視聴時間内であればエンドロールを流している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
154	小田原少	H28. 1. 13	学習用ノートは、一人2冊支給されているところ、自弁品のノートを購入すると支給されるノートが減らされるが、減らさないようにしてほしいとの意見があるので、検討されたい。	ノートは一人2冊まで支給されており、自弁でノートを購入した場合には、官給のノートについては、その分を引き上げることとしている。基本的に、手元に所持できるノートは2冊としており、不正等の未然防止のため、毎日職員が点検している。また、自弁購入のノートは、使用後領置することができ、使用・所有できる冊数に制限はない。
155	小田原少	H28. 1. 13	自弁の下着のパンツは、トランクスだけでなくボクサーパンツも認めてほしい、メーカー等の文字が入っていても認めてほしいとの意見があるので、検討されたい。	自弁の下着のパンツについては、寮内で不公平感が発生しないよう配慮するなど、官給品と同等のもの（トランクス）としている。また、文字が入ったものは不可としているが、小さなタグについては許容範囲としている。
156	小田原少	H28. 2. 29	職員全体において、在院者に対して不適切な言動（指導する際の言葉遣い等）をすることがないよう徹底すべく、対応を検討されたい。	職員が不適切な言動をした事実は認められないが、在院者に対して適正な処遇がなされるよう、常日頃から注意喚起及び職員研修等を実施しているところであり、また、巡回、行動観察・日記等の確認、在院者に対する幹部職員による面接等を実施し、不適正処遇の未然防止に努めており、今後も継続的に実施する。なお、状況によって在院者の心を傷つけることになる言葉遣い等については、再度早急に注意喚起、研修・指導を実施する。（3月8日実施済み）
157	小田原少	H28. 3. 1	防災（避難）訓練については、在院者の入院期間等を考慮し、少なくとも半年に1回以上は実施することを求める。	多くの在院者がおおむね1年前後の在院期間であることを踏まえ、半年に1回以上実施することを検討する。なお、今年度については、3月11日にも避難訓練を実施した。（今年度2回実施）
158	小田原少	H28. 3. 1	落雷、漏電等により夜間に火災が発生した場合の在院者の避難方法（各部屋の速やかな解錠等）について再検討を求める。	夜間に火災が発生した場合の在院者の避難方法については、基本的には、職員の非常登庁後に居室の開錠を実施し、当院グラウンドに避難させることとしているが、緊急の必要がある場合は、監督者の指示により、早急に対応することを想定している。なお、夜間を想定した避難訓練及び開錠訓練の実施について、今後検討する。
159	小田原少	H28. 3. 1	施設内（特に各寮）に火災感知器（報知器）の設置を求める。	本年度中に、全居室に煙感知器を設置する。
160	小田原少	H28. 3. 1	在院者の居住環境の設備として、冷暖房設備の設置を求める。	まずは、寮廊下への設置を進めていく。寮内廊下の冷房設備については、すでに業者見積もりを徴しており、新年度の本省での予算担当課長等会合において、予算化を要求していく。
161	小田原少	H28. 3. 1	余暇時間における在院者同士の会話の在り方については、法務省矯正局からの平成27年1月26日付け通知「少年院の余暇の時間における会話の在り方の指針」を踏まえて、十分な再検討を求める。	余暇の時間帯は、在院者は居室内で読書、学習、音楽・VTR視聴等で時間を過ごしており、会話についても反則行為に当たる内容以外の礼儀や生活上必要な会話について制限しているものではないが、今後、コミュニケーション能力、自己表現力、対人関係能力等の一層の向上の観点から、職員配置等に配慮し、できる限り会話の機会（昼の時間帯等における廊下・食堂での会話等）を設けることを検討する。
162	小田原少	H28. 3. 1	職員宿舎の中には、あまりに古く、居住する職員の勤労意欲を奪いかねないものが見られるため、改修等の対応を講じられたい。	既に提出しているが、新年度の本省宛での工事計画要求において、宿舎については第1希望として浴槽・風呂釜改修を、第2希望として塀改修を、第3希望として外壁塗装を、また管区補修工事計画要求においては、第1希望として東公務員宿舎のトイレ改修を、第2希望として手摺改修を、第3希望として囲障改修を、それぞれ計上しているが、さらに改修が必要な案件について、順次、上級官庁に働き掛け上申していく。
163	小田原少	H28. 3. 1	本委員会の会議が適回数開催できるよう予算確保の努力をされたい（その旨を法務省矯正局に強く要望されたい）。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
164	神奈川医療	H28. 3. 31	在院期間が長期化している者がいたり、どうやったら進級あるいは出院できるのかの説明がなかったと述べる者がいた。今後も少年院法第1条の目的に沿った施設運営に努力されたい。	進級及び出院に関する説明等を丁寧に実施し、また、少年院法第1条の目的に沿った施設運営を推進したい。
165	神奈川医療	H28. 3. 31	委員会ニュースの発行をお願いしたが、少年院側の懸念（意見・提案書の内容について公表すると明示していないのに内容を公表することが在院者との関係で問題ないのか。）があり実現しなかった。しかし、匿名の意見の要旨を匿名で記載することには問題はなく、むしろ、意見がきちんと読まれていることを知ってもらうことの実益が高いことから、次年度は是非委員会ニュースを発行することを要望する。	今後、委員会ニュースを発行する方向で検討したい。
166	神奈川医療	H28. 3. 31	意見・提案書の書式の変更をお願いしたが、書式が通達に定められていることから、変更できないとの見解が示され実現しなかった。通達が定める書式は参考書式であり、意見・提案の記載はいかなる紙にしても良いことから、次年度は委員会が求める様式を使用できるように求める。	意見・提案書の書式については、通達に定められているため、意見を上級官庁に報告することとした。
167	神奈川医療	H28. 3. 31	視察委員会の開催回数について、1回の会議時間を長くすることは困難であり、予定した面接、見学、在院者以外の関係者（職員、在院者の家族等）との面接など、予定した活動が十分実施できなかったこと、貴院の特徴として、意見・提案書の提出が非常に多く協議に時間を要することから、次年度は少なくとも年6回の開催が必要であり、予算措置その他の必要な措置を執るよう要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
168	神奈川医療	H28. 3. 31	キネジ療法、サイコドラマ、グループカウンセリングのいずれかについて、見学を希望したが、委員会の開催時間（12：30～14：30）に実施していないということで実現しなかった。次年度以降は、委員が視察を望む授業等の見学を実施されたい。	当該プログラムを含め、委員会の開催日に委員が希望する内容の見学が可能となるよう、できる限り、日課、外部講師等の調整を図ることとした。
169	新潟少	H27. 10. 19	給食に異物（陰毛、虫、ゴミ、タッパーの破片）混入があるとの意見があり、調査の上改善されたい。	調理衣や食器への異物の付着をまめに確認するようにし、タッパーは、新品に取り替えた。配膳方法を変更し、異物が混入しにくくなる方法に改めた。
170	新潟少	H27. 10. 19	給食について、在院者に給与後、その残りを廃棄前に再配分できないかという意見があるため、改善を検討されたい。	摂取カロリーや栄養量については、訓令等で厳格に定められているとおりで給与している。高身長者については、法令で認められる範囲で、主食量を増やすこととした。
171	新潟少	H27. 10. 19	自弁書籍の読書時間を確保してほしいとの意見があるため、改善を検討されたい。	娯楽書籍が閲覧できる余暇時間は、平日1時間30分、土日は5時間を設定しており、運用として短いとは言えないので、現状維持としたい。
172	新潟少	H27. 10. 19	出院日の告知については、出院3日前に告知していることだが、もっと前に告知してほしいとの意見があるため、改善を検討されたい。	他の在院者から社会時の交友関係者に連絡を依頼されたり、本人の日課への取組意欲が薄れたりするおそれがあるため、出院日の事前告知は実施しない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
173	新潟少	H27. 10. 19	奨学金制度について教示してほしいとの意見があるため、検討されたい。	奨学金のニーズは一部の在院者であることを踏まえ、個別担任等において、奨学金制度のニーズがある在院者に対し、適切に教示するようにした。
174	新潟少	H27. 12. 22	意見・提案書の提出数が少ないことから、在院者への提案箱の周知と意見・提案書の交付方法を改善されたい。	新入時教育担当職員が提案箱の趣旨について在院者が理解しやすいように改めて説明することにした。提案箱のそばに意見・提案書を置くことにした。
175	新潟少	H27. 12. 22	入浴の回数を1週間当たり3回にしてほしいとの意見があるため、改善を検討されたい。	特定生活指導や運動時間の確保のため、現時点では2回が限度である。夜間は、当直職員1名で入浴視察と在院者指導を行うことは困難である。
176	新潟少	H27. 12. 22	運動時間に球技（バスケットボールなど）を取り入れてほしいとの意見があるため、導入を検討されたい。	バスケットボールは、接触による負傷のおそれや、感情制御が未熟な者がいること等により、管理運営上採用し難いが、処遇効果が期待できる球技は、導入を検討する。
177	新潟少	H27. 12. 22	専門知識に関する書籍を充実させてほしいとの意見があるため、検討されたい。	資格取得講座で使用するテキスト及び副教材は、今後優先的に整備する。修学、就業、進路選択に資する書籍や教養を深め情操を養うことに資する書籍の整備に努める。
178	有明高	H28. 3. 30	退院した者の退院後の進路や生活状況、立ち直り状況を含めた各種調査を実施して、元在院者の状況を把握することにより、貴寮における教育方針や内容の当否をフィードバック的に吟味し、それに基づいて在院者にとって必要で有益な教育方針や内容を再検討するような体制を整備されたい。	現在、「保護観察終結結果通知書」のほか、「有明高原寮及び長野保護観察所の連携に関する申合せ（平成27年2月25日付け）」により、更生保護法第30条に基づき仮退院者との面接を行っているが、この面接により得られた仮退院後の進路や生活状況等の資料も踏まえ、教育内容等の検討を実施する体制を整備する予定である。
179	有明高	H28. 3. 30	退院した者の退院後の進路や生活状況、立ち直り状況を含めた各種調査について、貴寮の単独の事業として元在院者の状況を追跡調査することは困難であると考えられるので、法務省が責任を持って追跡調査を実施する体制を整えるように貴寮から法務省宛にその旨の意見を提出されたい。	法務省では現在再入院者等の調査を実施し、犯罪白書で教値を公表しているが、個人の非行原因の詳細な分析は少年鑑別所や再入院等した施設において行っている。今後も継続して実施するように会議等において意見具申をしていきたい。
180	有明高	H28. 3. 30	筆記用具としての学用品の給貸与品の中に、赤色と青色の蛍光ペン又は色鉛筆を追加されたい。	個々の在院者に貸与はしていないが、蛍光ペン及び色鉛筆を寮のホールでいつでも使用できるようにした。
181	有明高	H28. 3. 30	麺類が提供される場合の食事メニューがラーメンに限定されているようなので、パスタ、うどん、焼きそばのように、ラーメン以外の種類の食事も提供されたい。	今後、ラーメン以外の麺類を提供する方向で検討する。
182	有明高	H28. 3. 30	地域住民と共同して実施できる行事の回数の増加又は内容の一層の充実を検討されたい。	平成28年度は地域住民と共同で実施する球技会等の回数を増やし、地域住民と連携しながら内容の充実を図ることとしている。
183	駿府学	H28. 3. 26	在院者の保健衛生の観点からすると、体育ではなく自律的な運動の機会こそが心身のリフレッシュのために有意義であるとする在院者の意見は最大限に尊重されるべきであり、「体育」ではなく「運動」の機会を現状よりも増やすことが相当である。	一般の中・高校生に比べ体力の低下が顕著である在院者の体力向上を図る教育的目的やメンタルヘルスに十分配慮することの観点から、効果的な運動の実施について検討する。
184	駿府学	H28. 3. 26	運動時における在院者とかかわる競技や在院者間の会話を一律的に禁止する取扱いは見直すべきである。	反則行為が頻発時、一時的に在院者間の会話や特定の競技を禁止したが、各種スポーツ競技が実施できる用具類を整備した上、使用開始に合わせ一律的に会話等を禁止することはせず、在院者への指導や監督方法を工夫し、見直すこととした。
185	駿府学	H28. 3. 26	指導内容が教官ごとに異なる事態は在院者を混乱させるので、教官相互において、指導方針や規律等を明確かつ正確に共有すること。	その場、その時の在院者の状況や諸条件により、職員の判断で状況に応じた指示を行う必要性もあるが、寮主任会議、職員朝礼の機会を通して指導方針を共有したり、在院者に求める行動等を寮内に掲示したりして指導方針の統一に努める。
186	駿府学	H28. 3. 26	在院者に遵守を求めて指導している事項については、教官自身においても確実に遵守するように心掛けること。	在院者に遵守を求めて指導を行う事項については、寮主任会議や職員朝礼の機会を通して、教官自身が確実に遵守する勤務姿勢を確立するよう繰り返し指導することとした。
187	駿府学	H28. 3. 26	在院者を「お前」と呼ぶなど、通常の大人数の会話であれば、相手の人格に対する配慮を欠くと評価されるような行為は慎むこと。	職員が不適切な言動をした事実は認められないが、職員研修等を通して相手の人格を尊重した処遇に関する意識の向上を図っており、今後も職員研修や職員朝礼等の機会を通して人権意識の向上に努める。
188	駿府学	H28. 3. 26	在院者と教官その他の職員との会話の機会について、規律を乱さない範囲内で手厚い対応が可能ではないか。	日課や規律に影響のない範囲でいかに個々の在院者とかかわりを増やしていくかについて、今後、具体的な方法等を提案することを通じて、在院者とこれまで以上に積極的にかかわっていくこととした。
189	湖南学	H28. 3. 8	水筒の洗浄後の置き場について、タオルの上ではなく、より衛生的な方法を検討願いたい。	洗浄後の水筒の置き場について、格子状のステンレス製プレートに変更した。
190	湖南学	H28. 3. 8	単独寮においても、より幅広い書籍の閲覧ができる環境を整備されたい。	在院者がより幅広い書籍を選択できるように、単独寮ホールの図書棚に図書を増整備した。
191	湖南学	H28. 3. 8	入浴日以外のシャワー時に、シャンプーの使用を許可することについて検討願いたい。	シャンプーを使用しての洗髪もできるように変更した。
192	湖南学	H28. 3. 8	衛生的な観点から、靴を洗う機会を付与することを検討願いたい。	既に昨年12月に靴洗い専用の洗濯機を整備し、定期的に靴を洗っている。
193	湖南学	H28. 3. 8	職業指導種目の充実化について検討願いたい。	来年度に土木建築科の種目を増設し、職業指導種目の充実を図ることとしている。
194	湖南学	H28. 3. 8	委員の選定において他施設との兼務とならないよう配慮願いたい。	委員の選定については、関係団体の推薦を得て行っており、施設限りでは対応できないが、必要に応じて、関係団体の理解を得られるように努めたい。
195	湖南学	H28. 3. 8	「生活のしおり」には、提案箱への意見・提案書用紙の投かんが在院者への不利益にはならない旨の記載がないため、必要な措置を講じられたい。	「生活のしおり」に、提案箱への意見・提案書用紙の投かんが在院者への不利益にはならない旨を記載した。
196	瀬戸少	H27. 10. 14	少年院の行事の案内について、少年院視察委員会委員にも通知願いたい。	御意見以降の成人式、卒業式について御案内し、参加いただいた。
197	瀬戸少	H28. 3. 31	ノートの規格がB5判横罫に限定されていることは、近時の書類の多くがA4判となっていることや、日本語の記載が縦書きでなされること等からすると、過度な制限に当たるとおそれがある。自弃物品の品名・数量制限について随時その適正性を検討するよう検討願いたい。	自弃物品については、在院者の施設内での生活状況、社会で使用されている日常生活品等の品質及び種類並びに施設の管理運営上の問題等を総合的に判断して、法令の範囲内で定めることとしている。学習帳についてはB5判に限定しているのは、多くの学校でB5判を使用していることによるものである。ノートの種類として横罫だけでなく、縦罫や方眼紙など、種類を複数用意しておくことは可能であるので、引き続き選択の幅を広げることなどを検討していきたい。
198	瀬戸少	H28. 3. 31	在院者に対する矯正教育の効果を上げるという観点からも、地域の理解と支援がより強まるよう、必要な措置を講じられたい。	近隣社会福祉施設での社会貢献作業、NPO法人との連携を通じた活動及び地元で活動する歌唱グループの行事参加など、地域にある社会資源を積極的に活用した教育活動を展開している。毎年行っている募集参観の参加者が比較的小さいので、引き続き広報を積極的に行うとともに、多くの人が参加できるよう工夫して、地域社会の理解を得られるようにしていきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
199	瀬戸少	H28. 3. 31	在院者の適性のほか社会的な要請や需要の変化等を考慮して、新たな職業分野 (たとえば、介護等の福祉や医療分野、ソフト関連分野等) に関する指導を取り入れることも検討願いたい。	再非行防止のためには、在院者本人の持つ問題性に焦点を当てた特定生活指導等の各種指導内容に加え、出院後の生活設計を考慮して、基礎学力や職業生活を送る上での基本的知識を身に付けさせる必要がある。当院では、職業生活に必要な共通スキルの習熟に力を入れていることから、在院者個々人の職業上のニーズに十分対応しきれていない現状である。在院者のニーズも多様なものとなっているが、収容期間の制約があるため、導入すべきものは限定されてくる。社会で求められる技能、必要な予算、指導者の確保及び収容期間内の時間数を十分考慮しつつ、導入できるものがあれば積極的に導入していきたいと考えている。
200	瀬戸少	H28. 3. 31	委員会開催回数については委員会の判断を尊重し一律の制限を行わないよう申し入れる。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
201	愛知少	H28. 3. 7	在院者の自主的な学習の援助のために、各居室に時計を設置することを検討されたい。	まず開放的な処遇を行っている寮の居室に時計を整備し、状況を見て、その他の寮についても順次検討することとしたい。
202	豊ケ岡学	H27. 9. 7	視察委員会が提案箱を管理、開扉する等の制度が在院者に知られていないようだったので、制度についての周知を願う。	各寮に設置している提案箱に、制度の説明等の文言を入れたポスターを掲示して一層の周知を図った。
203	豊ケ岡学	H27. 10. 26	在院者は新陳代謝が活発であり、感染症等の疾病予防の観点からも、可能であれば週に2回の入浴を3回に増やすことを検討されたい。	感染症等予防の意味も含め、夏季期間中は、入浴日以外の日に毎日、シャワー入浴を実施させており、夏季以外であっても、運動実施後など、在院者が汗をかいた後は、シャワーを浴びさせている。また、シャワー以外にも、在院者各自に濡れタオルを用いた清拭等を実施させている。
204	宮川医療	H27. 12. 4	在院者が意見・提案書を書く際、心理的な圧迫がないような配慮を実施願いたい。	意見・提案書は各寮のレク室に置いてあるが、希望があればいつでも自由に用紙を居室に持っていき意見・提案書に記載し、提案箱に投かんできるようしており、職員が意見・提案書の投かんに関して介入することなく、自由に意見・提案書を投かんできる雰囲気作りに配慮している。
205	宮川医療	H27. 12. 4	どのような能力の在院者であっても満足できるような書籍の充実が図られるべきであり、例えば、民間図書館との連携、新刊コーナーの設置などを検討願いたい。	現在、在院者の理解度を考慮した書籍の整備を進めているところである。学習、一般書籍、娯楽本など、在院者に親しみやすく健全育成に資する内容となるよう配慮している。
206	宮川医療	H27. 12. 4	施設設備の老朽箇所 (雨漏り) に係る修繕を実施されたい。	可能な限り自庁予算での修繕を実施しているところであるが、庁舎・教育・支援部門間2階渡廊下及び実習棟 (教科教室・木工科教室) については、自庁予算では対応しきれないため、引き続き上級官庁に要望しているところである。同要望により予算措置がなされた場合は、同修繕を実施することとしたい。
207	宮川医療	H28. 3. 4	保護室に収容された在院者の大声・騒音が単独寮中に響きわたる構造のため、心情不安定になる単独寮在院者も見られ、その対応に苦慮している状況が散見されることから、別棟立ての保護室を設置されたい。	別棟建ての保護室については、自庁予算では対応しきれないため、引き続き上級官庁に要望しているところである。同要望により予算措置がなされた場合は、同新築工事を実施することとしたい。
208	宮川医療	H28. 3. 4	トイレの洋式化を検討されたい。	トイレの洋式化については、自庁予算では対応しきれないため、今後、上級官庁に要望していくことを検討したい。同要望により予算措置がなされた場合は、同修繕を実施することとしたい。
209	宮川医療	H28. 3. 4	実習場の網戸の設置等住環境の改善を検討されたい。	網戸の設置などは自庁予算の範囲内で設置可能と思われるため、今後、設置を検討したい。
210	宮川医療	H28. 3. 4	南海・東南海大地震が想定される地域に建物が建設されているが、建物全体が老朽化しており、耐震構造となっていないため、耐震化工事の実施について検討されたい。	耐震化工事の実施については、自庁予算では対応しきれないため、今後、上級官庁に要望していくことを検討したい。
211	宮川医療	H28. 3. 4	運動時間については、導入部等よりゲーム等の時間を長くするような運用を検討してほしい。	運動の導入部では、けがを防止することを目的として、準備体操、ランニングを行っている。その後を実施している在院者各自が選択する運動をいわずに短縮することはしていない。今後も、引き続きけが防止に配慮した運用をしていきたい。
212	宮川医療	H28. 3. 4	食事量 (カロリー量) は法令に定められているため変更 (多く) はできないだろうが、満腹感の得られるメニュー作りについて検討願いたい。	自庁予算の範囲内で規定の栄養価を満たした上で使用する食材を選定しているが、後は工夫を重ね、満足感の得られるメニュー作りを検討したい。
213	京都医療	H28. 3. 30	昭和37年完成の建物は、補修や職員の工夫で対応するにも限界がきている。移転計画を早急に実現していただくよう強く要望する。	予算措置がなされなければ施設独自にはいかんともしがたい問題であり、その必要性について機会あるごとに上級官庁に対して、要望する。
214	京都医療	H28. 3. 30	建物の老朽化が著しく、医療体制は十分といえない。一般的な医療水準に照らし合わせた医療体制への改善を検討されたい。	人的、物的医療体制の充実につき、上級官庁はもとより、関係機関から協力を得られるよう努力する。
215	京都医療	H28. 3. 30	在院者における疾患で需要の高い科 (整形外科、産婦人科等) は常勤医師の配置を要望する。	需要の高い専門科目について、医局等から常勤医師派遣の協力が得られるよう努力する。
216	京都医療	H28. 3. 30	単独寮のトイレについて、遮蔽の工夫や洋式化を要望する。	在院者の体格を考慮し、必要に応じて遮蔽板の寸法変更を検討する。洋式化については予算事情を考慮して対応を検討する。
217	京都医療	H28. 3. 30	単独寮の温度管理について十分な配慮を要望する。	室温は毎日計測しており、今後も温度管理を行っていく。冬季は防寒着、夏季はアイスノン等を貸与している外、暑さ指数 (WBGT値) を計測し、一定基準以上で清涼飲料水を給与している。
218	京都医療	H28. 3. 30	教官の指導態度について、問題はないか振り返りチェックをすることを要望する。	職員が不適切な言動をした事実は認められないが、職員の言葉遣いに関しては、今後も職員研修を通じて、適切な言葉遣いについて指導を徹底していく。
219	京都医療	H28. 3. 30	男子寮、女子寮に異性の教官を配置することを検討されたい。	男女の共同日課において両性職員の配置や特定の課業における異性職員の配置を今後前向きに検討する。
220	京都医療	H28. 3. 30	処遇場面での男子在院者と女子在院者の連行等の順番について配慮を要望する。	女子在院者の心情への配慮から女子在院者を最後に出して最初に戻すよう配慮することを原則としているが、両性の本質的平等の観点も踏まえて現状の見直しを実施していく。
221	京都医療	H28. 3. 30	在院者に対する効果的な生活指導講座の取組を進めていくことを要望する。	今後も適切に実施していく。
222	京都医療	H28. 3. 30	在院者の個性及び要望に合った職業指導が行われるよう要望する。	当院の職業指導の目的は、基本的な職業観の獲得にある。在院者の知的レベル及び社会適応スキルには、そのレベルに大きな開きがあり、本人の要望と実際にできることのかい離が見られる在院者も多く、意欲の高い在院者のみへの教育効果を目的とした職業指導の編成は、現時点において困難であることを理解願いたい。
223	京都医療	H28. 3. 30	教科書については最新のものを整備するよう要望する。	教科書については、予算の範囲内で最新のものを整備するよう計画的に更新していく。
224	京都医療	H28. 3. 30	在院者からの希望が多い資格試験のテキストの最新版をそろえていただくよう要望する。	在院者の希望を考慮して、予算の範囲内で最新のものを整備するよう計画していく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
225	京都医療	H28. 3. 30	ノートについて復習できるよう複数所持できるよう要望する。	ノートについては複数所持を認めており、この点について職員に改めて周知徹底する。またノートの所持冊数の見直しを検討したい。
226	京都医療	H28. 3. 30	特食を増やしてほしいとの意見があったので検討されたい。	特食については、矯正施設食料給与規程で全国一律の支給基準が定められており、当院独自の対応はできない。
227	京都医療	H28. 3. 30	美味しく食事がとれる環境への配慮を要望する。	美味しく食事がとれる環境については、その時々々の在院者の嗜好等を適宜把握した上で、適切な配慮をする。
228	京都医療	H28. 3. 30	備付け書籍の選定について、在院者から意見聴取を行うとともに、年齢、能力等を配慮して行うよう要望する。	当院の在院者は年齢や学力差の幅が広く、その点も考慮しながら職員アンケートを取り参考にしていく。また、学習や資格関係の資料等、優先度を考慮しながら整備している。
229	京都医療	H28. 3. 30	職員間の意思疎通を図る努力をすることを要望する。	職員間の意思疎通が図られるようお互いの立場や意見を尊重していくよう機会あるごとに周知していく。
230	京都医療	H28. 3. 30	現場の声を十分に聴くよう要望する。	現場職員の意見も十分考慮した上で組織としての判断がなされているものと承知しているが、組織として判断した理由、経緯についてできる限り詳しく現場職員に説明するよう努めたい。
231	京都医療	H28. 3. 30	業務量にあった職員配置、計画的な職員養成を要望する。	職員配置については、業務の合理化やスリム化を通じて適正化を図り、増員が必要な場合は、上級官庁に状況説明し、要望していきたい。また、職員を効果的に養成するために、予算面や職員配置面を考慮した上で、職務能力の向上に資する研修等へ積極的に参加させたい。
232	京都医療	H28. 3. 30	社会に開かれた少年院及び地域社会との連携に努められているので、今後も継続されることを要望する。	引き続き現状以上の対応ができるようにしていきたい。
233	京都医療	H28. 3. 30	視察委員会が十分な活動ができるよう年6回の会議が確保できるように予算措置を要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
234	京都医療	H28. 3. 30	提案箱の周知について、繰り返しの説明を要望する。	現在の入院時の説明に加えて、3か月に1回程度の間隔で定期的に在院者に周知する機会を設けるようにする。
235	浪速少	H28. 3. 18	一人一人の在院者と十分な面接が行える体制作りを要望する。	職業指導や他の指導に支障のない範囲で面接を行う時間を日課の中で設けるようにする。
236	浪速少	H28. 3. 18	職員による指導のばらつきがないように努められたい。	その場、その時の在院者の状況や諸条件により、職員の判断で状況に応じた指示を行う必要性もあるが、在院者からの不満があることに留意し職員の意識統一に今後も取り組む。
237	浪速少	H28. 3. 18	給食の献立に一層の工夫を望む。	在院者の嗜好調査結果を踏まえ、献立の工夫を今後も継続する。
238	浪速少	H28. 3. 18	ダンス等の導入を前向きに検討されたい。	教育委員会等に協力を得て、指導者の開拓から着手し導入を前向きに検討する。
239	浪速少	H28. 3. 18	自弁ノートも点検されることを予め在院者に知らしめるべきである。	新入時のオリエンテーションで給食用品の点検について説明しているため、併せて自弁品も点検されることを説明することとした。
240	浪速少	H28. 3. 18	自弁ノートの使用方法について在院者に誤解を与えないよう指導する必要がある。	新入時のオリエンテーションで自弁ノートの使用方法について説明することとした。
241	交野女	H27. 9. 24	ショーツの交換時期の見直しや、必要に応じたおりのシートの使用許可等、女子在院者の心情に十分配慮し、運用を適宜見直されたい。	各寮で漂白剤を入れて洗濯を行う機会を毎月1回設けたほか、上手に洗えない場合が多いため、洗い方の指導もこまめに行うようにした。
242	交野女	H28. 2. 2	ドライヤーは通常の日常生活で使用されているものであり、入浴後のドライヤーの使用について、可能な範囲で導入を検討されたい。	ドライヤーを使用させた場合、電気容量・コストの問題、寮舎構造上の問題及び保安職員の配置の問題が生じるため、現状を維持したい。
243	交野女	H28. 3. 25	職員が個々の在院者と話をする時間を増やすことで、さらに積極的に関わりを持たれたい。	平成28年度、日課及び職員配置を調整し、個別面接の時間を確保を進めた。今後も状況に応じ工夫する。
244	交野女	H28. 3. 25	施設改良の際には、トイレの個数や洋式・和式の別についても検討されたい。	当院限りで対応できることではないため、施設補修がなされる際に、上級官庁への要望も含めて、検討することとした。
245	交野女	H28. 3. 25	少年鑑別所に備え付けている各少年院の紹介リーフレットで短期生が選択できない日課が掲載されていることについて、制限があるのなら可能な限り、その旨をリーフレットに記載されたい。	一定期間受講し、単位を取得しなければならない職業指導の種目については、短期の在院生等、在院期間の関係から編入できないケースがあるほか、集団編成の都合上、クラブ活動の種目の選択が限定される場合がある。リーフレットを改訂し、こうした事情を周知する内容を盛り込むことを検討する。
246	交野女	H28. 3. 25	労務管理について、職員のサービス残業を減らし、士気を高める意味で、タイムカードでの管理を検討されたい。	業務の合理化・効率化により職員の在庁時間を短縮するよう努めることとする。
247	交野女	H28. 3. 25	職員ができる限り公平に有給休暇の取得ができるように配慮されたい。	年次休暇については、全職員対象に積極的な督促に努めているが、今後も職員配置等を調整の上、継続していく。
248	交野女	H28. 3. 25	寮担当教官が、勤務時間内に事務処理が行えるよう配慮されたい。	平成28年度は、日課の内容を工夫し、配置人員にゆとりを持たせる取組を進めることで、勤務時間内に事務処理の時間を確保できるように努めている。
249	交野女	H28. 3. 25	効率的な事務処理を行うために、職員各人にパソコンとパスワード(ユーザーアドレス)を支給することを検討されたい。	平成28年度から全職員に対し、パソコンとユーザーアドレスを個別に割り当てることとした。
250	交野女	H28. 3. 25	各寮の教官室が各寮内にないことは、常時直接的に在院者を注視できない設計上の弱点と考えられるため、保安上問題がなければ、各寮内に教官室を設けることを検討されたい。	当院限りで対応できることではないため、貴委員会から意見があったことについて、上級官庁に伝達する。
251	交野女	H28. 3. 25	駐輪場部分が狭小であり、官用車の出入り時に危険を伴っているため、当該部分のあり方を検討されたい。	駐輪場の拡大は予算上の制約があることでもあるため、上級官庁に要望することを検討している。
252	交野女	H28. 3. 25	職員宿舎も含め、現状に合致した施設に建替えを検討される時期に来ているのではないかと。	当院限りで対応できることではないため、貴委員会から意見があったことについて、上級官庁に伝達する。
253	和泉学	H28. 3. 28	信書の発信通数について、必要があれば制限を超えて発信できることを「生活のしおり」に記載し、周知すべきである。	「生活のしおり」に記載し、周知する。
254	和泉学	H28. 3. 28	新聞の閲読時間を増やすよう検討されたい。	収容人員及び予算の状況を踏まえ、更に閲読時間の確保に努める。
255	和泉学	H28. 3. 28	寒冷対策のため、冬期の入浴時間帯を午後の遅めの時間帯に設定できないか検討されたい。	直ちに入浴時間を変更することはできないが、寒冷対策は、予算執行上可能な限り配慮する。
256	和泉学	H28. 3. 28	アレルギー対策として、アレルギー疾患に関する職員研修を徹底すべきである。	アレルギー疾患はもとより、医療に関する職員研修を計画的に行い、適正かつ適切な対応を徹底する。
257	加古川学	H28. 3. 1	当委員会においては、在院者数、提案箱の提案の数、在院期間の短さなどから、2か月に1回の開催が必要と考えていることから、平成28年度については、年6回の開催が必要と考えていることを矯正局に伝達願いたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
258	加古川学	H28. 3. 1	余暇として実施しているテレビ視聴について、在院者の希望を聞く機会をアンケート等により設けられたい。	加古川学園、播磨学園の両院において、アンケートを実施し、在院者の希望を聞く機会を設けるとともに、実際に番組選定の参考とした。
259	加古川学	H28. 3. 1	医務課職員の負担が大きいことや、常勤医師が平成28年3月で退職する可能性があり、そうなった場合、診療所ではなく業務に支障が生じることから、上級官庁に報告の上、常勤医師の確保を早急に行うこと。	矯正管区に報告の上、平成27年4月1日以降、非常勤医師2名を新たに採用したほか、診療所の開設が継続できるよう、必要な措置を講じた。
260	加古川学	H28. 3. 1	在院者からの教官の言動に対する不満が多いため、施設については、これまで以上に職員を指導すること。	在院者の人権に配慮した適正な処遇を実施すべく、今後も職員研修を実施するなどして職員への指導を継続する。
261	奈良少	H28. 2. 17	進学や資格取得等に対する支援体制をより充実させたい。	進学や資格取得等に係るリスニングCD、DVD、電卓の使用について、継続的な整備を実施するとともに進路情報の提供などの充実を図ることとした。
262	奈良少	H28. 2. 17	保護者からの安否伺いの手紙等、さほど入念な検査を要しないと思われる書信については、可能な限り到着したその日のうちに在院者の手元に届くよう、事務処理態勢を整備されたい。	開庁日、休庁日の別によらず、検査・審査にさほど時間を要する事情のない書信については、原則として受信当日に交付することを徹底した。
263	奈良少	H28. 2. 17	入浴時に液体のボディソープを使えるようにされたい。	固形石けんの使用を望む在院者の意見も考慮し、固形石けん及びボディソープの選択が可能な状態となるよう速やかに対応することとした。
264	奈良少	H28. 2. 17	在院者からの処遇に関する質問や要望に対しては、各人の特性も踏まえつつ、分かりやすく、かつ納得できるような説明・対応を心掛けられたい。	説明に当たっては、引き続き各在院者の発達程度や理解力の差異を十分に考慮に入れて説明方法に工夫をしつつ対応することとした。
265	奈良少	H28. 2. 17	視察委員会の活動について在院者に周知・広報するための「視察委員会ニュース」等の媒体を各寮内に掲示しあるいは在院者に対し配布することについて、協力されたい。	各寮ホール等へ掲示し、在院者に周知した。
266	美保学	H28. 3. 29	提案箱の設置については、心理的抵抗感を生じさせているおそれがあることから、改善するよう要望する。	意見箱については、2台増設し、職員の監視を受けない寮の廊下に設置した。
267	美保学	H28. 3. 29	提案箱の鍵については、内部職員が無断で解錠する可能性が否定できない。提案箱の鍵については、委員会で管理する。	提案箱の鍵について、委員管理とした。
268	美保学	H28. 3. 29	意見・提案書の確認は、委員会開催時に確認していたが、意見した者が既に出院している場合、緊急の対応もできない場合も考えられるため、1ないし2週間に一度、委員の一人が学園に訪れる体制を取りたい。	委員が当学園に訪問し意見・提案書の確認をするときは、必要な協力を行う。
269	美保学	H28. 3. 29	給与する食事の量・質については、給食会議を実施しており、改善の努力が認められる。引き続き改善努力を要望する。	引き続き、在院者の健全な心身に結びつけるような給食実施を心掛け、改善努力を実施していく。
270	美保学	H28. 3. 29	「運動科目を増やしてほしい」という要望があり、調査したが、特段、不十分な点を感じなかった。いずれにしても、在院者の要求を適切にみ上げる体制をより一層整備されることを希望する。	引き続き、在院者の健全な心身の成長を図るため、適切な運動を実施できるよう配慮していく。
271	美保学	H28. 3. 29	「いじめが放置されている。」「差別がある。規律を破っても調査処分をされない。」という意見から聞き取り調査したが、具体的な事実は確認できなかった。いずれにしても、いじめが発生する可能性もあることを認識してもらい、適切な対応を取っていくよう要望する。	集団生活を行うことにおいて、何らかの人間関係の軋轢によって、いじめにつながるトラブルが発生する可能性も考えられる。引き続き、在院者の心身の状況を把握することに努め、適切に健全な施設運営が実施できるよう対応を行っていく。
272	美保学	H28. 3. 29	「医療措置が適当すぎる。というより何もしてくれない。」という意見があり、調査をしたが、医師が常勤している体制を整えており、特段不自然な点はなかった。	引き続き、在院者の心身の状況を把握することに努め、社会一般の医療水準に順じ、適切な在院者の健康管理を実施していく。
273	美保学	H28. 3. 29	会議の回数は、年4回とされており、学園内で4回を開催したが、第4回開催に当たり、準備のための会議を開催したため、実質的には、4回+1回となった。会議の回数及び場所、報酬に関して全国的に問題となっており、本省に実情を上申する等必要な改善努力をされたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、引き続き、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
274	岡山少	H28. 3. 3	委員会の開催回数について、委員会開催のための予算が確保できないとの理由により、開催回数を4回に減らざるを得なくなり委員会において十分な議論を尽くすことができなかったため、予算の都合により開催回数を制限されることがないように配慮されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
275	岡山少	H28. 3. 3	在院者に対する対応が職員ごとに異なる結果、在院者に混乱が生じたとの意見が提出されている。寮内の規律秩序の維持を図るためにも、若手職員の育成を含め、研修やミーティングにより職員間の意思疎通を一層図るよう配慮されたい。	在院者に混乱を生じさせないように、各寮において、基本的な生活ルールを設けて、統一的な方針に基づき寮運営を行っているところであるが、規律秩序を維持する上では、その場、その時の在院者の状況や諸条件により、職員の判断で状況に応じた指示を行う必要性もある。指示の方法等について、職務研究会や職員研修を実施するなどして一層の意思疎通を図るとともに、職員の処遇力の向上に努めていきたい。
276	岡山少	H28. 3. 3	夕食の開始時刻が早い（午後5時）、夜間に空腹になり、寝付きに影響があるとの意見が提出されている。他の日課と調整して午後6時からの開始に変更できないか検討願いたい。	現有職員数では、夜間勤務職員を増やすには日課運営に支障が生じるため、困難である。勤務体制についてさらに検討するとともに、職員の増員に対する御意見をいただいたものとして、上級官庁に報告する。
277	岡山少	H28. 3. 3	食事が冷めてしまっただけという意見が出されている。温かい料理をできるだけ温かい状態で提供できるように工夫願いたい。	配食方法の見直しや保温可能な機材の整備など工夫できることについて検討したい。
278	岡山少	H28. 3. 3	食事時間中のBGMとしてクラシックのオルゴール音楽が流れているが、各食事時間ごとに音楽の種類を変えるなどして（例えば、軽音楽等）雰囲気を楽しいものにするよう工夫されたい。	BGM音楽（オルゴールやクラシック）の種類を増やすことについては検討したい。
279	岡山少	H28. 3. 3	入浴回数（週2回）・入浴時間（12分）、夏期のシャワー時間（2分）について、回数・時間を増やすことはできないか検討願いたい。	入浴回数については、経費の理由により難しいところである。入浴時間等については、検討していきたい。
280	岡山少	H28. 3. 3	職業・生活設計指導のための教材を充実させたいとの意見が提出されているため検討願いたい。	平成28年4月から職業生活設計指導の充実を目指すためパソコン及び各種テキストの導入を図り、社会人としての基礎マナー、PC操作能力及び事務処理能力の向上を目的としたカリキュラムを開始する。
281	岡山少	H28. 3. 3	実習時間を増やして、退院後、就労に役立つ実技の教育・指導を充実させたいとの意見が在院者から提出されているため検討願いたい。	職業生活設計指導等新法上新たに組み込まれた日課も多く、現行の日課構成上、職業指導実習時間を大幅に拡大させることは困難であるが、個々の問題性に目を向けた特定生活指導等、他の教育プログラムとのバランスを図りながら、就労に必要な能力の育成の充実を図っていきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
282	岡山少	H28. 3. 3	体育について、現在実施されている剣道、水泳、ランニング等の個人競技以外に団体競技(サッカー、ソフトボール等)を取り入れてほしいとの意見が数多く提出されている。団体競技は社会性の向上を図るためにも役立つと考えられているので実施を検討願いたい。	球技などの団体競技については、これまでも検討してきた事項であるが、在院者の資質等を踏まえて、今後実施の可否について更に検討したい。
283	岡山少	H28. 3. 3	差し入れられた物品や自弁購入の物品が在院者の手元に届くのが遅いとの意見が数多く提出されている。職員の増員や購入手続の簡素化により、早期に在院者の手元に届くよう配慮されたい。特に、自弁購入の書籍については、期間が2か月近くかかることがあるようである。遅くとも自弁購入申出後2週間以内に在院者の手元に届くように配慮されたい。	自弁購入書籍については、毎月10日受付、20日発注、翌月の20日前後に納品、納品後の形状検査等の事務処理に平均3日、その後、在院者からの引渡し申請後の内容審査を経て引き渡されることから2か月の時間を要する。今後は、書籍の審査事務手続の簡略化、納品後の事務処理手続の効率化を図り、時間短縮を図りたい。
284	岡山少	H28. 3. 3	テレビのニュースに接する機会を増やしてほしいとの意見が提出されている。少年院法第80条にはできる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるよう努力義務が課せられているので、例えば午後7時からのNHKのニュースを視聴できるよう日課の変更はできないか検討願いたい。	現在新聞を2紙閲覧させ主要な時事の報道に接する機会を与えるよう配慮している。午後7時からテレビ番組を視聴させることは、日課を著しく変更させる必要が生じ、直ちに困難であるが、時事の報道に接する機会の確保についてはさらに検討したい。
285	岡山少	H28. 3. 3	テレビの視聴番組について、在院者からのアンケートをとって希望を取り入れてほしいとの意見が数多く提出されている。特に問題がなければ検討願いたい。	アンケートの実施を検討したい。
286	広島少	H27. 7. 2	ボールペンの替芯のみの購入について検討されたい。	替芯のみの購入を認めることにした。
287	広島少	H27. 9. 3	蛍光ペンの購入制限をなくし、希望の本数を所持できるようにしてほしい。	蛍光ペンの所持本数を1本から3本までに変更した。
288	広島少	H27. 11. 4	事前にアナウンスの上、名前の記載欄を作成の上、意見・提案書用紙を全員に配布し、回収してほしい。	平成27年11月、在院者全員に対し、名前の記載や提出は任意である旨説明した上で、意見・提案書を配布した。
289	広島少	H27. 11. 4	高卒認定試験に向けた特別講習を実施してほしい。	予算的な裏付けがなく、日課運営上、時間を捻出することが困難である。
290	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ①食事の問題禁止	集団寮において、食事はホールで喫食させているが、指導する在院者が多数であり、配置された職員が在院者間の会話を把握できず、適時適切に指導、制止等が行えないため禁止している。また、異なる処遇の段階にある者が混在し、その中には入院前に何らかの知己関係があった者も少なくないため、けんかやいじめ、インフォーマルなグループが形成される可能性があるため、授業や役割活動等の職員が会話の内容を把握できる場面において、社会的に望ましいコミュニケーション能力を向上させるよう努めていることを理解いただきたい。
291	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ②自室での同室者との会話の禁止	集団寮において、各居室において同室者と会話した場合、指導する在院者が多数であるため、配置された職員が巡回等を行っても在院者間の会話を把握できず、適時適切に指導、制止等が行えないため禁止している。また、異なる処遇の段階にある者が混在し、その中には入院前に何らかの知己関係があった者も少なくないため、けんかやいじめ、インフォーマルなグループが形成される可能性があるため、授業や役割活動等の職員が会話の内容を把握できる場面において、社会的に望ましいコミュニケーション能力を向上させるよう努めていることを理解いただきたい。
292	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ③夕食時間が早い(夜、空腹で眠れないと訴える在院者がいる)	夕食時間については、設備、職員配置等の関係から、時間を遅らせることは難しいと考えられ、施設限りで対応できない事項であるため、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。
293	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ④就寝時間が早い(現状では、夜、個人で学習するための時間確保が困難)	施設の構造上、全員というわけにはいかないものの、例えば高卒認定試験や高校受験を控えている在院者については、希望者に就寝後の学習を認めている。
294	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ⑤食事の量が少な過ぎる(個々人で適量は異なるが、成長期の若者にとって、現状は少なすぎる)	成長期の若者にとって、現状が少なすぎるとの指摘に関し、栄養、カロリーについては、矯正施設食料給与規程等の規定に基づき給与しており、施設限りで対応できない事項であるため、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。ボリュームについては、嗜好調査により事実確認をするとともに、在院者の要望を生かし、今後も給食委員会等でメニューの検討を行ってきたい。
295	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ⑥菓子類をめったに口にできない	菓子類の支給・購入については、矯正施設食料給与規程等の規定に基づき給与しており、施設限りで対応できない事項であるため、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。
296	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ⑦入浴回数が週2回で少ない	入浴回数については、設備、予算、職員配置等の関係から回数増は難しいと考えられるところ、夏季には、定期的入浴に加えて、気温によってシャワー浴を実施しており、在院者の保健衛生にできる限り配慮している。
297	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ⑧冷暖房の設備が不十分(特に自室に冷暖房の設備がないことは問題)	予算上の制約があることから、上級官庁に要望していくことを検討する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
298	広島少	H28. 3. 31	少年院は社会に戻って自律的に生活を送るべき在院者が、社会に戻るためのトレーニングの場であるところ、社会とかけ離れた生活をさせることはその目的に反し有害であり、場合によっては虐待等の人権侵害となる。その観点から以下の点が問題である。 ⑨軍隊式の敬礼や行進	当院ではいわゆる軍隊的な敬礼や行進は実施させていないものと承知しているが、行進等の動作要領等については、規律秩序の維持や適正な管理運営上必要な範囲で実施していることを理解いただきたい。
299	広島少	H28. 3. 31	在院者の意見や希望などをしっかり聴くべきである。 意見・提案書から在院者が院内での生活に多種多様の不満を持っていることがうかがわれる。今後の少年院の運営に当たっては、在院者の意見や希望などをしっかり聴き、その疑問や不満に誠実に答えて在院者が納得のいく生活ができるよう配慮すること、及び在院者の生活に制約を課する場合は、在院者に対して、その根拠となる関係法令などを示しながら丁寧に説明することを求める。	在院者の意見や希望については、引き続き聴取していきたい。処遇変更に関しては、適宜説明を行っているが、引き続き配慮していきたい。
300	広島少	H28. 3. 31	医療を充実するべきである。 平成27年度は常勤医師が年度早々に退職し、その後は週2回勤務の非常勤の医師で医療をまかなった。次年度以降は、少年院に常勤医師の配置を求める。	平成28年度は常勤医師の配置がなされている。
301	広島少	H28. 3. 31	職員の在院者に対する不適切な言動がないよう配慮するべきである。 平成27年度、提案箱を通じて、特定の寮の複数の在院者から、職員の言動が高圧的、侮辱的である旨の意見・提案書を受け取った。こうした職員の言動は、特に暴行・虐待事件を経験した広島少年院としては、絶対に避けるべきことである。在院者、職員から事情聴取を行うなど厳正な調査を行って、早急に是正するとともに再発防止策を図られるよう求める。	職員による不適切な言動がなされた事実は把握していないが、在院者の自尊心を傷つけることのないよう配慮し、厳しく指導する場合でも適切な言葉遣いをするよう、外部講師を招へいして必要な研修等を実施するなど、在院者の人権に配慮した適正な処遇を行っていくよう努めたい。
302	貴船原少女	H27. 7. 29	提案箱に入れる意見・提案書用紙の「委員会使用欄」を削除して使用させてはどうか。	委員会の意見のとおり対応した。
303	貴船原少女	H27. 9. 30	面接において、集団寮ホールに設置されているシンクの雑巾が臭いという話を在院者から聞いた。対応できないか。	職員が確認し、新しいものと交換した。
304	貴船原少女	H28. 3. 23	肌の弱い在院者もいるので、弱酸性の石鹸等を使用できるようにしてはどうか。	現時点においては、医務診察を受け、必要であれば使用を認めている。
305	貴船原少女	H28. 3. 31	引き続き在院者に医療の必要が生じた場合に適切かつ早期に対応できるような体制の在り方について検証を続けてほしい。	在院者に対する適切かつ早期の医療体制について検証を続けていく。
306	貴船原少女	H28. 3. 31	受診を希望したり医療を受けた在院者に対する説明については、その在院者が十分に理解できるような形で丁寧に言うようにされたい。	引き続き、在院者に対する適切な医療の実施に努めてまいりたい。
307	貴船原少女	H28. 3. 31	ノートの購入は月2冊までとされているところ、学習を希望する者にとっては2冊では足りないため、冊数を増やしてもいいのではないか。	ノートの自弁は1か月に2冊までとしているが、学習用として使用するノートについては、施設において制限なく支給している。
308	貴船原少女	H28. 3. 31	購入できる蛍光ペンは、2色で3か月で各1本と認められているが、必要性があれば増やしてもいいのではないか。	色及び本数について必要性があれば増やす対応とする。
309	貴船原少女	H28. 3. 31	半袖シャツやタンクトップは白色、薄いピンク、パープル色と限られているが、下着が透けて見えるため黒色などの濃い色も検討してほしい。	黒色などの濃い色の半袖シャツやタンクトップだと制服ブラウスから透けて見えてしまうことから、従来どおりの白色、薄いピンク、パープル色としたい。
310	貴船原少女	H28. 3. 31	入浴の時間が1回20分という時間は、冬場は寒いことから風邪などの健康を害さないためにも柔軟な対応を検討されたい。	今後は入浴時間について気候及び気温に配慮して柔軟に対応することとした。
311	貴船原少女	H28. 3. 31	在院者の年齢や処遇の状況などに応じて、帰住先や進路、就職先等に関する情報を、その在院者が理解できるように丁寧に提供されたい。	調査支援担当の職員からの説明や担当職員の面接等において丁寧に在院者が理解できる形で実施するよう努めることとした。
312	貴船原少女	H28. 3. 31	在院者に丁寧な処遇を行っていくためには職員のある程度の余裕が必要であることから、職員の増員といった人的充実が必要である。	施設限りで対応できない事項であるが、施設目標としても取り上げ、業務を見直すことで職員の負担を軽減させて余裕を持たせるよう努めたい。
313	貴船原少女	H28. 3. 31	職員が相談できたり、精神的な負担を軽くするようなスーパーバイザーの設置といった体制を検討されたい。	メンター制度の活用に加え、上司、同僚間で相談しやすい環境作りを努め、面接やアンケート調査を活発化することとした。
314	丸亀少女	H28. 3. 7	暖房設定温度が18度は低いと感じる。院内において感染症の発生や拡大を防ぐためにも、設定温度を上げることを検討願いたい。	体感温度については個人差もあるため、事務所衛生基準規則第5条第3項に定める17度以上28度以下を参考とし、暖房については18度を基準としている。寒さを訴える者については衣類で調整するよう指導している。設定温度については、社会全体の流れも踏まえながら、必要に応じて検討していく。
315	丸亀少女	H28. 3. 7	洗髪後、就寝時までに髪が乾かず寒いのでドライヤーの使用希望があった。長髪の女子在院者は配慮が必要であり、健康面の配慮として検討願いたい。	施設の電気容量及び予算の問題からドライヤーの使用は困難である。なお、バスタオルを使用して乾かす時間は十分に与えており、特に冬季においては、寮内で暖房で暖める等、健康管理上必要な配慮は行なっている。
316	丸亀少女	H28. 3. 7	意見・提案書の中に「教官が、他と自分を差別している」という内容があった。差別的指導ととられぬように指導されたい。	どの事案についての記載が不明であり、対応できることはないが、被收容者を公平に扱うよう留意しており、今後もそのように努める。
317	四国少	H27. 6. 18	「意見・提案書」の様式を変えることを要望する。	通達で定めている様式を施設限りで変更することはできない。なお、私物の便せんによる意見提出も認めている。
318	四国少	H27. 8. 6	在院者から、人格を否定するような言われ方はしてほしくないとの意見があったがどうか。	事実の有無を確認したが、そのような事実は認められなかった。なお、職員朝礼で注意喚起を行った。
319	四国少	H27. 8. 6	「生活のしおり」の別紙の給貸与品以外に、例えば、青色の鉛筆などを貸与できないか。	青色鉛筆は、常時貸与することとした。
320	四国少	H27. 8. 6	手洗い石鹸を薄めて使用しているようだが、衛生的に問題ないのか。	石鹸液を補充した際の泡を取り除くために水を足していたが、誤解を与えるので止めた。
321	四国少	H27. 8. 6	「食器(はしやコップ)を水洗いだけで使うのは嫌なので、洗剤を使って洗い、乾燥できないか。」との意見があったが改善できないか。	定期的(週1回)に洗剤で洗って食器乾燥機にかけている。
322	四国少	H27. 8. 6	視察委員会からの「お知らせ」を寮に掲示してもらえないか。	「お知らせ」の内容を一部修正していただければ、可能である。
323	松山学	H28. 3. 17	在院者に対する遵守事項の説明は在院者の理解度に合わせより丁寧に行われるべきである。	在院者に対する遵守事項の説明については、在院者の理解度等に応じて実施しているところ、御意見を踏まえ、より丁寧に行うよう努める。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
324	松山学	H28. 3. 17	職員による「表情をゆるめてはいけない。」等の指導について、遵守事項を根拠とした制限あるいは指示であるかは定かではないものの、仮に過度の自由の制限を行っているならば、改善すべきである。	職員は、在院者に対して、場面に応じた適切な態度を取るよう指導しているところ、矯正教育の場面によっては在院者の感情の発露を促すこともあり、常に表情をゆるめないよう指導したり、強制していることはない。今後とも過度の自由の制限を行わないよう、職員の指導に努める。
325	松山学	H28. 3. 17	食事については、法令等の範囲内において、おかわりを認めること、ご飯かパンかなどを選択可能にすること、お菓子について支給の量を増やすことを検討されたい。	食事をおかわりすること及びパン食を選択可能にすることについては、訓令等に給与栄養量やパンの給与回数が規定されており、施設限りで対応できないので、そのような意見があったことは、上級官庁に伝達する。 なお、お菓子の量を増量することについては、支給するお菓子を選擇する際に配慮したい。
326	松山学	H28. 3. 17	日課としての体育や運動以外にも、スポーツの時間を増やしてほしいという希望があったところ、在院者の健全な発達のため、日曜日の余暇時間にも希望者はスポーツを選択できるよう検討されたい。	在院者の運動については、法令等に基づき、日曜日等を除き毎日実施しているところ、日曜日等の余暇時間に希望者のみが運動を実施した場合、別途職員を配置する必要があり、平日における職員の確保に影響を及ぼし、他の日課等に支障が生じる可能性があることを踏まえると、対応は困難であるため、現行の運用を維持する。
327	松山学	H28. 3. 17	資格取得については、積極的に働き掛けがなされているところ、今後とも可能な限り希望者が資格を取得できるよう奨励されたい。	資格取得については、受験の時期や予算事情を踏まえて検討しているところ、積極的に在院者に働き掛けを行い、資格取得を奨励するよう努める。
328	筑紫少女	H27. 8. 11	冷暖房設備の設置・利用が不十分であるため改善されたい。	各居室のエアコンの設置は、電気容量及び予算の関係から困難である。集団寮ホールや教室にはエアコンが設置されており、設定温度を指定して、適宜使用している。
329	筑紫少女	H27. 8. 11	紫外線対策として、夏季には在院者に日焼け止めを使用させることを検討されたい。	在院者の紫外線対策として、各寮に日焼け止めを置き、任意で使用させることとした。
330	筑紫少女	H27. 10. 26	自弁品のノートの購入について、その必要性に応じて冊数制限等を緩和されたい。	自弁のノートについては、領置品の総量を超える場合は購入を制限していたが、学習等に必要場合は、個別に検討し、許可を決定することとした。
331	筑紫少女	H27. 10. 26	視察委員会の作成した提案箱に関する説明文書を、提案箱の近くに掲示されたい。	提案箱の近くに掲示した。
332	筑紫少女	H27. 12. 17	入浴や洗髪回数が少ないため、改善されたい。	入浴及び洗髪は通年週に3回実施しており、夏季については入浴日以外にシャワー浴を実施している。その他、必要に応じて拭身をさせるなど身体の清潔保持に努めている。
333	筑紫少女	H27. 12. 17	髪が濡れたまま過ごすのは問題であるため、ドライヤーを使用できるよう改善されたい。	施設の電気容量及び予算の問題からドライヤーの使用は困難である。タオルを適切に使用すれば、就寝時には確実に乾いており、健康上特に問題ない。
334	筑紫少女	H27. 12. 17	在院者の居室から確認可能な場所に時計が設置されていないため、自ら時間管理できるよう改善検討されたい。	短期課程の在院者には時計を貸与している。他の集団寮在院者については、時計の形状や設置場所等保安上の問題も考慮しながら検討していきたい。
335	筑紫少女	H28. 3. 31	委員会の開催について、今後、2か月に1回程度の委員会開催が必要と考える。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
336	筑紫少女	H28. 3. 31	冬季には、防寒用の衣類（肌着を含む）の着用、膝掛等の使用について検討されたい。	現状として、防寒用衣類や膝掛を貸与し、使用を認めている。
337	筑紫少女	H28. 3. 31	備付け書籍について、就労・修学の援助になる書籍を増やすなど、質的な充実について検討されたい。	学習用図書、教養図書、娯楽図書等、毎年度更新しながら図書の充実を図っているが、就労・修学の援助になる書籍も充実させるよう努める。
338	筑紫少女	H28. 3. 31	在院者に対する様々な制約について、本当に必要な制約であるか、代替措置はないのか、個別に検討されたい。	在院者に対する制約については、現在も必要性を検討しながら実施しているが、今後とも慎重に検討しながら実施するよう努めていきたい。
339	筑紫少女	H28. 3. 31	在院者は、インターネットから断絶した状態となっているが、ネットリテラシーの教育等、社会の現状に正面から向き合って再非行防止のための方策を検討されたい。	ネットリテラシーの教育等、社会の現状に即した、効果的な再非行防止のための方策を継続して検討していきたい。
340	筑紫少女	H28. 3. 31	珠算の技能の習得が、就労に有益か疑問がある。就労に有益な資格取得を目指すよう検討されたい。	珠算学習は、就労のための基礎学力の習得に有益であるほか、学習意欲の喚起や検定合格による自信の付与に有益であるが、在院者が取得可能な有益な資格が他にないかについては、今後とも検討していきたい。
341	筑紫少女	H28. 3. 31	進学先を探す機会、進学時に必要な学力をつけるための学習の機会等、就労支援だけでなく修学支援についても力を入れるよう検討されたい。	高等学校卒業認定試験のための支援や中学校への復学調整、高校進学のための支援等修学支援を行っているところであるが、今後も更に入力を入れて支援を実施していきたい。
342	福岡少	H28. 3. 15	入浴、洗面等の衛生面に関して、石けん、シャンプーの使用制限の緩和及び入浴回数等の増加などの処遇改善を行うべきである。	節水を促し、無駄にシャンプーを使用しないなどの一般的なマナーの指導は行っているが、使用の制限は行っていない。また、入浴回数は、法令に基づき、管理運営上の観点から毎週2回としているが、夏季及び作業内容等に応じて、シャワー浴を実施する等の配慮を行っている。
343	福岡少	H28. 3. 15	書籍、ノートの差入れ及び使用方法について、説明を丁寧に行うべきである。	各寮ごとに、講話等の時間を利用して再度、説明を行ったほか、新入時オリエンテーションにおいて周知徹底を図った結果、新法施行直後に見られた一部在院者からの不満は見られなくなった。
344	福岡少	H28. 3. 15	自殺等を防止するため、専門家による相談窓口の設置及び外部専門家によるカウンセリングを実施すべきである。	篤志面接委員などの民間協力者の中には臨床心理の専門家があり、在院者の希望や職員の勧めにより、定期的な面接を受けることのできる体制をとっている。
345	福岡少	H28. 3. 15	インフルエンザ等の集団感染を防ぐため、定期的に予防接種を実施すべきである。	多角的な面からの検討が必要であり、予算的措置も必要なことから、意見の内容は上級官庁に進達する。
346	佐世保学	H28. 3. 31	在院者同士の会話に関するルールの説明方法等について検討願いたい。	引き続き、入院時のオリエンテーション時の説明を行うことに加え、寮内での担当職員による訓示、生活指導に係る集会等の機会を捉え、具体的な例示を列挙しての会話に関する施設内のルールの説明に努める。
347	佐世保学	H28. 3. 31	常勤医師の確保について引き続き努力されたい。	常勤医師の確保については、前年度に引き続き募集活動を行っており、今後とも、上級官庁の協力を得ながら関係医療機関等に積極的に働き掛けて、常勤医師の確保に向けて努力していく。
348	佐世保学	H28. 3. 31	入浴回数や冬季の服装及び暖房設備を充実させるための予算要求等の措置を講じられたい。	予算要求等の措置について意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
349	佐世保学	H28. 3. 31	視察委員会の開催回数について、年間4回を超えて開催できる予算措置を講じられたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
350	人吉農	H28. 2. 4	一部の寮の鉄格子と窓枠付近の汚れが指摘されているので、定期的に清掃し、清潔感を維持することに配慮願いたい。	一部の寮については、構造上、室内から窓枠付近を清掃できないため、今後は職員が外側から定期的な清掃を行うこととした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
351	人吉農	H28. 2. 4	体育館にはバスケットボールのリングが設置されているので、体育の種目としてバスケットボールを加えることを考慮されたい。	バスケットボールは身体接触が激しいスポーツであり、在院者が負傷したり、対人トラブルに発展したりするおそれが高いことから、体育指導の種目からは除外している。
352	人吉農	H28. 2. 4	夏季の居室における暑さ対策で、とりわけ就寝時間における暑さ対策について、さらに検討されたい。	就寝時の暑さ対策として居室備付けの扇風機を就寝後一定時間は稼働させているが、就寝時間帯を通して扇風機を稼働させておくことは健康管理上問題があるため、来年度からは、暑さ対策として全在院者に対し、アイスノンを貸与することを検討したい。
353	人吉農	H28. 2. 4	購入できる日用品について、洗顔フォーム、ボディソープ、化粧水等について、規制対象から外すよう検討されたい。	洗顔フォームやボディソープについては、現行、支給又は自弁を許している石けんによってその用途が果たせるものであることから、新たに自弁を許す物品に加えることは考えていない。
354	人吉農	H28. 2. 4	図書の貸出し冊数が、現状では少ないとの意見があり、さらなる増冊に取り組みされたい。	現行の1週間に5冊以内という貸出し冊数については、少ないとは考えていない。なお、本年2月末日に相当数の書籍を購入した。予算の関係もあるが、今後も可能な限り書籍の整備に努めたい。
355	人吉農	H28. 2. 4	入浴回数について、夏季の衛生的観点から、運動後に水浴をさせていても、さらに回数を増やすことを検討されたい。	夏季の入浴回数については、従前から他の季節よりも入浴回数を1回増やして対応している。併せて、職業指導終了後や体育終了後には水浴を実施しており、これ以上の入浴回数の増加については、予算上対応できない。
356	人吉農	H28. 2. 4	宿泊面会の実現に向けて、条件整備をお願いしたい。	宿泊面会を含む特別面会を積極的に実施するため、昨年12月にその実施要領を内規として定め、以降は毎月末の処遇審査会において対象者を選定し、運用を始めている。
357	人吉農	H28. 2. 4	職員の指導のあり方について、寮ごと、あるいは職員ごとに不統一にならないよう、あらためて意思統一を図ることを検討されたい。	引き続き、合理的な理由のない処遇方法の不統一があれば、統一した処遇を行うよう職員朝礼等の機会を活用して注意喚起を行う。
358	人吉農	H28. 2. 4	夏季の戸外での運動、体育について、熱中症対策としてWBG T値によって実施するかどうかが判断していることを在院者が理解できるように説明するよう検討されたい。	夏の運動や体育の実施の可否については、在院者の健康保持の観点から判断しているが、その判断の内容については、来年度の夏季においては事前に説明することとする。
359	人吉農	H28. 2. 4	外部と電話をしたい、あるいは在院者作成の作品を親に送りたい等の意見があった。在院者にとって、できることと、できないことの区別が理解しにくい部分がある可能性があるため、処遇全般について、その点を検証するよう検討されたい。	電話による通信の要件については、入院時のオリエンテーションにおいてさらに詳しく丁寧に説明することとし、在院者が作成した作品については、全職員に対し、在院者が希望した場合には、当院の管理運営上支障がない限り在院者に返却することについて、周知徹底した。
360	人吉農	H28. 2. 4	本委員会が十分に活動するためには、会議の開催回数を厳格に制限することは相当でないと思料することから、より広範な裁量を認める方向で対応してもらいたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
361	中津少	H27. 7. 24	議事録作成のために私物パソコンを使用したい。	矯正施設が貸与する情報システム以外の情報システムによる情報処理を行う際の遵守事項等について説明したところ、使用しない対応となった。
362	中津少	H27. 7. 24	運動会等の院内行事を見学したい。	当院の三大行事である運動会・成人式・卒業式には代表して委員長宛に案内状を郵送することとした。
363	中津少	H27. 7. 24	面接を在院者1人に対して委員2人と3人に分かれて行いたいので、同じ時間帯に2部屋準備してほしい。	当院の面接室、出入院準備室を提供することとした。また、空いていれば面会室も使用させることとした。
364	中津少	H27. 7. 24	面会待合室に保護者向けの提案箱を設置したい。	提案箱はあくまでも実際に少年院で生活している在院者の意見を吸い上げることが目的であるため、保護者向けの提案箱は想定していない。なお、保護者の意見の聞き取りが必要な場合には、保護者参加の行事等でアンケートを取るなどの方法が好ましく、当院では本年度からアンケートで保護者の意見を聴取している。
365	中津少	H27. 7. 24	面接時には在院者の名簿を準備されたい。	面談希望の有無で分けた在院者の名簿を作成し、提出することとした。
366	中津少	H27. 7. 24	視察委員会は年4回の予定であるが、回数を増やすことについて検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
367	中津少	H27. 7. 24	中津少年学院に収容される在院者は非常に手がかり、適切な矯正教育を施すためには、より多くの職員が配置される必要があることから増員要請を検討されたい。	当院限りで対応できる事項でないため、引き続き、上級庁に対して増員の要請を行う。
368	中津少	H27. 7. 24	意見・提案書の用紙に面接を希望する者の名前を入れられるよう検討されたい。	様式の内容は通達で決められているので修正はできないが、余白等に記載することは可能であることから、提案箱横にその旨の説明文を掲示することとした。
369	中津少	H27. 9. 29	寮内にエアコンの設置の要望があるため、エアコンの設置について検討されたい。	今年度中に集団寮についてエアコンを設置する予定である。
370	中津少	H27. 12. 14	リフレッシュタイム時にサッカーボールを貸与することについて検討されたい。	サッカーボールはコントロールが難しく、硬いので他の人に怪我をさせるおそれがある。運動用具は危なくないという視点で選んでいるため、ソフトゴムボールなどを購入した。
371	中津少	H27. 12. 14	提案箱の意見に購入希望図書としてアンガーマネジメントなど啓発的な図書名が挙がっていたので購入を検討してほしい。	意見を踏まえ、購入することとした。
372	中津少	H27. 12. 14	単独室に鏡が設置されていないが、ニキビ等洗顔で必要なことも想定できるので設置できないか。	単独室に収容する在院者は、入院して間がない者や問題行動を起こし集団では生活できない者が多く、単独である気安さから想定外の行動を起こす可能性が高く、そのため単独室には保安上の配慮をしなければならないことから、あえて設置していない。
373	中津少	H27. 12. 14	学用品として蛍光ペンを購入できるようになっているが、複数色使いたいとの希望があるので検討されたい。	今後、複数色を購入できるよう検討する。
374	中津少	H28. 2. 15	寮の貸与用図書の内容を多様化してほしい。	資格取得も含めたような書籍を購入する。
375	中津少	H28. 2. 15	精神科医のカウンセリング時間が短いと不満を抱く在院者が一部いるので時間を長くとするよう検討されたい。	個々の在院者の状態に応じて、カウンセリングを含め、医師が必要な診療を行っている。
376	中津少	H28. 2. 15	1級生に限り、パソコンの使用やインターネット利用の授業を取れるよう検討されたい。	パソコンについては、24台が整備され、指導計画に基づき近々開始される予定である。また、インターネットについては、今後、上級官庁の指示も踏まえ、検討したい。
377	大分少	H27. 8. 17	毎月第2・第4土曜日の午後1時から午後4時まで、給水ボトルを消毒するため、のどが渇いてもお茶が飲めないという実情について代替措置をとるよう検討されたい。	ポット消毒中の水分補給について定めた首席専門官指示を発出し、夏季の給水について在院者全員に水筒を持たせ給水できるようにした。また、実習中の給水を夏季のみとしてと、通年で行うようにした。
378	大分少	H27. 10. 13	貸与されている毛布が古いという意見が在院者との面接で出されたが、是正するよう検討されたい。	貸与、在庫状況を調べた結果、新しいものがあるにもかかわらず古い毛布が貸与されているケースがあったので、該当する在院者分を即時交換した。
379	大分少	H27. 11. 26	視察委員会の開催回数について、年度当初の計画どおり年5回開催できるように検討されたい。	具体的な必要性を説明しながら上級官庁に予算の増額を要望したところ、必要な予算措置を得られた。
380	大分少	H28. 3. 8	運動時間をスケジュールどおり確保するよう検討されたい。	運動時間は毎日1時間以上を確保しており、開始時間がずれた場合でも、1日の運動時間の合計は1時間以上を確保している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
381	大分少	H28. 3. 8	運動用具の充実を図るよう検討されたい。	運動用具については、新法施行以降順次整備している。不具合のある用具については、新品への交換や修繕で対応している。
382	大分少	H28. 3. 8	学習用図書は最新のものをそろえ、在院者が借りる機会を均等に確保できるよう検討されたい。	学習用図書の整備はかねてから取り組んでいるところであり、予算の範囲内で今後も継続して充実させる。
383	大分少	H28. 3. 8	貸与用の図書について、在院者の希望を聞きながら購入する仕組みを整えることについて検討されたい。	限られた予算の中、現段階では学習用図書の整備が課題であり、アンケート等の実施については今後検討したい。
384	大分少	H28. 3. 8	貸与用の図書の予算配分を増やし、内容を充実させてほしい。娯楽本やマンガ本等やわかりやすい内容の図書も充実させるよう検討されたい。	予算配分については、年度ごとに変動があるため、現段階での確約はできないが、マンガ本等の購入については、今年度、新規購入しており、今後も内容等十分に検討した上で整備していきたい。
385	大分少	H28. 3. 8	夏場の洗濯物の回収時間を実習終了後に行うなど、回収する回数を増やすことについて検討されたい。	実習服などは実習終了後に回収している。
386	大分少	H28. 3. 8	職業指導を時代に即応した内容で充実するよう検討されたい。	パソコン学習や小型車両系建設機械等就労に役立つ資格取得に向けた訓練を推進している。
387	大分少	H28. 3. 8	上級官庁から新たに矯正教育の指導要領、教材等の指示伝達があった場合は、その効果的な実施のために、職員の前回の研修や準備の機会・時間を十分確保するよう検討されたい。	上級官庁から新たに矯正教育の指導要領、教材等の指示伝達があった場合は、職員を研修に参加させたり、他施設の状況を視察させたりしているところであるが、さらに研修の機会をより拡充させるなどの措置を講じたい。
388	大分少	H28. 3. 8	矯正教育指導の充実化のために、職員が他の少年院の取組を視察する機会を十分確保するよう検討されたい。	本年度はのべ24名の職員に他の少年院を視察する機会を設けたが、今後も多くの職員に視察の機会を与えるように配慮しながら計画的に進めるよう検討する。
389	大分少	H28. 3. 8	他の施設間の人事異動に当たっては、職員の希望を取り入れつつも、当該施設の特徴を踏まえて、異動前後の職員の経験年数の分布にできるだけ差異がないよう配慮し、適切な矯正教育体制が取れるよう検討されたい。	人事異動については、当院だけで決定できるものではなく、矯正全体のバランスや配置定数などの条件の下、上級官庁で検討の上決定されている。
390	大分少	H28. 3. 8	来年度の委員会開催については、隔月1回・年6回の開催が必須であるので検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
391	沖縄少	H28. 3. 17	より適切な処遇の実現のために、職員を増員されたい。	職員定員については施設で解決できるものではないが、意見があったことを上級官庁に報告したい。
392	沖縄少	H28. 3. 17	在院者が外部に発する手紙の通数（4通以内）について増加を検討されたい。	管理運営上の観点から、発信の通数を月4通以内としているが、引き続き、必要性及び緊急性が高い発信については通教制限対象外として取り扱い、発信を認める。
393	沖縄少	H28. 3. 17	在院者のメンタルヘルスについて、第三者的な専門家に相談できる体制について検討されたい。	心理技官、精神保健福祉士及び社会福祉士等の新たな配置については施設で解決できるものではないが、意見があったことを上級官庁に報告したい。
394	沖縄少	H28. 3. 17	外部講師を含めた教官相互において、適切な意見交換を図られたい。	職員研修や研究授業等により、職員の処遇能力向上を図っている。今後も、演習形式による職員研修等を更に導入するなどして、活発な意見交換を図りたい。
395	沖縄少	H28. 3. 17	消耗品の交換方法等具体的な生活場面について、適宜、「生活のしおり」の内容を、在院者に教示されたい。	消耗品の交換方法は、在院者全員が居室内に置く「生活のしおり」に記載されているが、引き続き、職員が在院者間で公平な取扱いとなるよう配慮し、折にふれ教示する。
396	沖縄少	H28. 3. 17	時期に応じて水浴の時間について配慮されたい。	当地特有の気候から、在院者の衛生のため、入浴日以外も水浴（温水シャワー）を実施しているもので、大幅な増加は予算及び職員配置の事情から困難であるため、盛夏期等において対応可能な範囲で時間延長を検討したい。
397	沖縄少	H28. 3. 17	委員会の会議回数については委員会の自律にゆだねられるよう検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
398	沖縄女	H28. 3. 7	寮の個室内の室温を把握できるよう、適宜、温度計、湿度計を設置することについて、検討を求める。	閉鎖単独室には心情が不安定な状態にある在院者を収容することを想定し、生活上必要な最低限の備品のみを設置しているところ、温度計、湿度計等は自傷行為や反則行為に用いられるおそれがあり、同室内への設置は管理運営上支障を生ずる。
399	沖縄女	H28. 3. 7	在院者が公費で精神科医の診察を定期的（ないしは必要に応じて恒常的に）受けられる体制を整えられるよう検討されたい。	精神科医の診察については、医務課長が要否を判断した上で、外部医療機関等で受診させているところ、今後ともこれを継続する。
400	沖縄女	H28. 3. 7	貸与されているブラジャー、肌着等の日焼けなどを防止するため、保管方法について検討を求める。	衣装ケースの中においてサイズごとにビニール袋に入れる等して保管することとした。
401	沖縄女	H28. 3. 7	給与されている生理用品について、昼用のものが短いとの意見が多かったため、在庫がなくなり次第、より長いものに変更することを求める。	給与している昼用の生理用品は、市販品の「ふつうの日用」であり適正と考えている。初経を迎えて間もない上、周囲の大人から生理用品の適切な使用方法を十分教えてもらっていない在院者が多いことから、生理用品の使用方法をきめ細かく指導することも当園における重要な生活指導の一つと考えているため、現在使用させている商品を引き続き使用させたい。なお、経血の量は個人差も体調による差もあることから、在院者からの申出により、昼用を夜用に交換する取扱いを行っているため、これも引き続き実施していく。
402	沖縄女	H28. 3. 7	購入可能な自弁物品について、「全国统一取扱物品」と同程度の一覧表を在院者が見られるよう、寮内に備え付けることを求める。	対応が可能か指定業者と協議したい。
403	沖縄女	H28. 3. 7	購入可能な自弁物品のうち、化粧水、石鹸等、成分によりかぶれ等が生じるものについて、成分等の情報提供を業者に対し求め、一覧表に記載することを求める。	対応が可能か指定業者と協議したい。
404	沖縄女	H28. 3. 7	地域貢献活動や社会活動として、現在実施している公共施設の清掃活動の継続に加え、例えば、半日の職場体験等、入院前の社会活動の導入について検討を求める。	1級の在院者を対象に、福祉施設における社会貢献活動を実施させられるよう、当該施設と協議を行っている。